

平成30年1月

# 委員総会議事録

松本市農業委員会

平成30年1月 松本市農業委員会 委員総会 議事録

1 日 時 平成30年1月31日(水)午後1時28分から午後3時25分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 44人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	14番	荒井 和久
15番	細田 範良	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
48番	上條 信	49番	赤羽 米子

4 欠席委員 4人

13番	中島 孝子	36番	忠地 義光
43番	萩原 良治	47番	三村 晴夫

5 収入保険制度に関する説明

【別冊資料：長野県農業共済組合中信地域センター】

6 議 事

議案第136号 平成29年度農地賃貸借料に関する情報提供について

7 協議事項

- (1) 松本市農林業振興計画の中間見直しについて
- (2) 平成29年度利用意向調査結果に基づく対応について

- (3) 「地域農業を考え、農地利用の最適化を進める長野県運動」推進要領(案)に対する意見について

## 8 報告事項

- (1) 平成29年度農業活性化推進研修会の開催について  
(2) 1月農業振興部会における農林部との懇談予定について  
(3) 12月定例部会報告  
(4) 主要会務報告

## 9 その他

10	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	課長補佐	勝山	隆浩
		〃	主査	平林	英俊
		〃	主査	松村	豪治
		〃	主任	大塚	留誠
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋	秀雄
		長野県農業共済組合中信地域センター			
			松塩筑支所長補佐	太田	剛司

11 会長あいさつ 小林会長

12 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

13 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

## 14 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 11番 三村 和弘 委員

12番 太田 辰男 委員

〔書記〕板花局長補佐、齋藤係長

## 15 会議の概要

議長 本日の議案についてですが、総会に1件、農地部会に19件の議案が提出をされております。このうち議案第152号から154号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに155号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ議案の事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

さて、12月には農水省の担当者による収入保険制度の説明会が開催され、

いよいよ制度が動き出すわけですが、我々農業委員会としても、協力できる部分で制度を支えていきたいというふうに考えております。そこで、本日、改めて制度の概要について学習をする機会を設けました。長野県農業共済組合中信地域センターから担当者をお願いをいたしましたので、ご紹介をいたします。松塩筑支所長補佐、太田さんでございます。よろしく申し上げます。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） 皆さん、どうもこんにちは。NOSA Iの松塩筑支所、太田と言います。本日は、収入保険制度の概要についてということでご説明に上がりました。よろしく申し上げます。

日ごろからNOSA I事業につきましては、皆様方から組合ともども非常にご協力をいただいております。改めてお礼を申し上げます。

特に、評価会の委員さんは、各部会ごとに農業委員会から1名ずつ選任をいただいて、日ごろから損害評価に当たっていただいているということで、お礼を申し上げます。

それでは、資料に沿って私のほうから説明を申し上げますが、資料はこの「収入保険制度概要について」というこの資料になりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、事務局のほうでちょっと2枚ほど用意させていただいてあるみたいですが、それはまたごらんいただければということでお願ひいたします。

議 長 座って……

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） すみません。それでは、座って説明したいと思います。

それでは、1ページからです。

最初にありますのは、農業競争力プログラムということで、概要とあります。

NOSA Iも、昨年5月に県下4組合と連合会が合併しまして、1つの組合という組織になりました。その中で、国がこの概要の中で収入保険制度を新たに取り上げ、またNOSA I制度そのものも、若干の改定を加える中で、農業災害補償法を農業保険法に改めて、昨年、法案が可決され、いよいよ31年産品のものから収入保険制度が始まるということになっております。

2段目のところに導入の経過ということで書いてあります。

加入については、本年のもう10月にはもう始まるということで、今言いましたように、対象は31年産品の農作物のものからということになってございます。

2つ目の現行農業共済制度の問題点とありますが、1つ目に、まずNOSA Iは、自然災害による原因でない対象にならない。さらに、収量減収が対象であるということでございます。したがって、価格低下等のも

のは対象外であるということでございます。品目ごとに共済は加入していただいておりますし、補償割合も十分でないということで、水稲共済においては7割を補償しておりますし、果樹共済等では最高でも8割を補償しておるといふ現行の制度です。

ということで、中でも野菜の共済というものはありません。共済は、その対象品目が限定されておまして、農業経営全体をカバーしていないという問題点がございます。

そういった中で、国のほうでは、さらに収益性の高い生産物へのチャレンジを容易にしていかなければということのセーフティネットの中で、農業者を総合的に対応する収入保険制度を創設するという経緯でございます。

下の対象者とありますけれども、加入できる方ですが、青色申告を行っている農業者、法人、個人ともですけれども、対象としますとなっております。

これは、申告書類の提示を受けて、加入するときも、補てんするときも、その書類を提出いただいて算定していくということになります。それで、過去に青色申告を5年以上行っている方が基本ということになりますけれども、1年でも実績があれば加入できますということになっております。その場合は、補償限度額が最高の割合を選べないということで、段階的に引き上げられるということになっております。

2つ目の丸ですけれども、この青色申告を行う農業者を対象にしているということは、この制度を適正に運営するということが目的であるということが書いてあります。国費を投入して補てんをしてまいるといふことで、適正に制度を運用していきたいといふことで、そういうことになっておるといふことでござんいただきたいと思っております。

次に、2ページに収入対象ということ載っております。

農業者がみずから生産している農産物の販売収入全体を対象とします。括弧で所得ではないということになっております。所得は各個人で左右されるということがありますので、あくまでもその農産物の販売収入全体を、その農家全体の販売収入額を補てんしていくということで、N O S A Iのように、基本的に品目の限定はないということでございます。

1つ目の丸のところには、加工品については、原則含めないということになっておりますけれども、基本的に税務申告上、加工品でも、販売したという代金に含めて申告しているものについては、対象とできるということになっております。

2つ目の丸には、補助金は基本的に販売収入に含めないということですが、畑作の直接支払交付金、ゲタ払いですかね。面積払い、数量払い、これについては、販売収入ということ、税務申告の中では一体化とされて、収入に含めているので、これは対象とすると、含めた額で考えるということになっております。

対象要因ですけれども、自然災害による収量減少はもちろんのこと、価格低下なども対象になるということでございます。これはいろいろなケースが考えられるわけですが、出荷先等の事情もありますし、輸出品を

生産している農家については、為替変動によっても収入が減るという場合もあります。あと、労働者が病気になってしまったということ、あと農産品の移動、保管中の事故も対象ということになります。そういったことで、農業者の努力では避けられないような災害も対象となるということですが、ただしということを書いてあります。意図的なつくり捨てや安く売ってしまうというようなことは対象にならないということですが。

補てんの支払われる際には、必ず加入者から、現行のNOSA I制度もそうですけども、被害申告をしていただく義務がありますので、それを受けて判定してまいるわけですけども、現行のNOSA I制度のように、補助ごとだとか、その災害ごとに一々事後確認をすると、評価員さんと一緒に票読みするとか、収量を吟味して回るといような、そういった作業は基本的にはありません。

下にまいります。

補償内容ということではありますが、基準収入というものをまず設定します。この下の図のところにあります左側に5本棒グラフが並んでいますけれども、これは過去5年間の総収入ということをごらんいただきたいと思いますが、これの単純5年平均ということでは基準収入額というものを設定してまいります。

この「5中5」というのは、現行のNOSA I制度の中では、「5中3」とか「7中5」とかという一番高いものと低いものを除いた平均とかというのをやっているわけですけども、この「5中5」というのは、モラルハザードを考慮して、そういう算定をしているというふうに考えられています。

あと、2つ目のポッチですが、経営拡大あるいは規模縮小する場合があります。面積をふやしたり、減らしたり、あるいは新たな農産品を追加になるという場合には、この基準収入を客観的な資料によって修正して、加入いただくということになります。

補償限度額及び支払率とありますけれども、当年度収入がこの基準収入額の9割の額を下回った場合に、その下回った額ですね、その9割との差の額になります。その9割を補てんしますということです。

補償限度額や支払率は、複数の割合から農業者が選択できるということになっております。

補てん方式にありますように、掛け捨て保険方式と掛け捨てとならない積立方式の2つの組み合わせが基本ということになっております。次のページで説明しますが、掛け捨て部分と積み立て部分ということで、それぞれの割合を選択することが可能となっております。

3ページ、保険料・積立金・補てん金額という枠の中ですけども、これは農家の総収入1,000万円ということで計算例が載っております。保険料は、加入していただく初年度は一律の率でいくわけですけども、加入後は、保険金の受領が少ない方は段階的に引き下げることになっておりますし、逆に頻繁にもらっている方、あるいは保険金の額が多い方

は、逆に率が上がっていくということになります。

納めていただく保険料につきましては、掛け捨て部分の保険料は2分の1、積み立て部分については4分の3の国庫負担がございます。

その保険料は、翌年の8月にかけて、最高9回までの分割納入が可能となっております。

そういったことで、この例題は、掛け捨て部分、積み立て部分、いずれも最高の補償割合を選択した場合ということでござんいただきたいと思えます。

1,000万円の農家につきましては、納めていただく保険料、2段目になりますけれども、保険料7万2,000円プラス積立金22万5,000円、合計29万7,000円という額になる見込みです。これはまだはっきり料率が決定されていないわけですが、恐らく来月か再来月になると国から示されてくるわけですが、これとそれほど変わらないというふうなお話をいただいております。

このほかに、事務費賦課金ということで、3万円ほど、ここにはないわけですが、追加されるという見込みです。

その基準収入の額1,000万円の農家の方については、その左下の2ページの下の方にありますように、当年の収入ということでありますけれども、この9割を下回った場合の補てん金の額がそこに載っております。

収入減少の程度ということで、表の左側ですが、当年の収入が20%減少して800万円の収入があった場合、補てん金が90万円ということになっております。

一番下は、仮に収量ゼロ、収穫が全くなかったという場合のケースですが、補てん金の額が810万円となっております。これが最高に補償される金額ということですので、1,000万円に対して81%の補てん率ということになります。そういったことでござんいただきたいと思えます。

先ほども言いましたけれども、この料率については、まだはっきりと示されていないわけですが、今後示された段階で、広報紙、あるいは皆様方、会議等の中で農家の方にも周知してまいりたいというふうに考えております。

今までも、広報紙の中でもう3回、あるいは各農家へのチラシでも配付していますし、今度、水田営農を実施計画書ですが、あの中にもこういった収入保険のチラシも入れさせていただいて、周知していきたいというふうに考えております。

3ページが一番下ですが、加入・支払いのスケジュールということで載っております。

右から2番目の枠の中、平成31年産という該当の農産品のものから加入できるということで、その1年前ですね。ことしの10月には加入の申請をいただいて、保険料を納めていただくということになります。

青色申告につきましては、平成29年以前の実績をもって加入していただくということになりますので、31年産の収入保険に加入していただく方については、少なくとも平成29年には青色申告をしているという方が対

象となります。補てんをする算定は、翌年の確定申告後ということになります。

したがって、この確定申告のときに、まだ受け取っていない保険金の予定額を申告していただくということになるそうです。また、その翌年には、実際に補てん金を受け取った額との相違は、翌年度の税務申告のときに修正申告をしていただくということになるそうです。

それでは、最後、4ページですが、この収入保険制度は、類似制度と重複して加入できないということになっております。いわゆる国費を投入している制度を両方から受け取るということにはできないということになっておりますので、どちらかを選択して加入していただくということになります。

2つ目の丸ですけれども、マルキンの対象である肉用牛等ですけれども、こういった品目は除かれるんですけれども、複合的にほかの農産物も営農している方は、その品目について収入保険制度に加入することは可能です。

まず初めに、現行の農業共済制度ですけれども、これも今後とも存続してまいりますので、収入保険制度、現在の農業共済制度のどちらかを選択してもらおうということになりますが、この米印にあります固定資産に対します家畜の牛そのものとか園芸施設共済のハウス等は収入保険では加入できませんので、あくまでも収入保険は農産物の生産額に対して補てんしていくということですので、これはもう農業共済に入っていないということになります。

あと、収入減少影響緩和対策、ナラシですね。あと、野菜の価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定対策等は、どちらかを選択して加入いただくということになります。

最後に、今、青色申告を行っていない方は、青色申告を始めましょうということで、こういったチラシも過去には配布しておりますけれども、青色申告特別控除等がありまして、経営の中では非常に税制のメリットがあるということだそうですので、今のところ収入保険制度は青色申告者を対象としていますので、今やってない方は、ぜひ青色申告を始めただければということでございます。

その際には、始める年の3月15日までに税務署のほうに申請書を提出して、私はことしから青色申告始めますという申し出が必要だそうですので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、そこにNOSA Iの各支所の担当者の名前が載っておりますけれども、詳細については、まだこれから決まっていくことも多いという中で、個人的なささいな質問でも構いませんので、ここへ問い合わせていただければ、担当者がお答えできるというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

あと、簡易的なシミュレーションができる、エクセルでシミュレーションできるという装置等がホームページ上の中ですべて出されております。今言った類似制度との比較とか、実際の自分の青色申告の実績等を入力してもらって、納めていただく保険料だとか補償の内容等、あとその他のシミュレーションができるというものがございますので、利用していただければとい



うふうに思います。

あと、資料ではないんですけども、これに付随して、来年以降、N O S A I制度そのものが若干制度改正という事項がございます。

まず、水稲共済、麦共済ということで、今、一定の面積ある方については、当然加入制度ということで、加入していただいているわけですが、これが平成31年産から廃止されます。ですので、あくまでも水稲共済、麦共済へ加入する方は、任意で申し出てもらうということになります。

それと、今現在、1筆方式ということで加入していただいている方式、あるいは果樹共済の中では、3セット方式等ということで、特定危険方式と言っていますけれども、こういった方式が34年産から廃止されます。ですので、水稲共済はちょっとまだ詳細来てないんですけども、1筆方式でなくて、全損特例だとか半損特例、あるいは果樹共済は現行の総合共済に加入していただくということになるんですが、これはいわゆる損害評価方法の改定です。今現在、損害評価員さんをお願いして、現地へ行って、一つずつ確認しているという作業のコストを省くということで、方式が廃止されるということになっております。

あと、園芸施設共済では、現在、被覆期間のみの短期加入ということでやっていますけれども、これも31年産から廃止になりますし、家畜共済については、病傷事故、あるいは死廃事故を分離して加入できるということになっております。

あと、無事戻し制度というのがあります。基本的にN O S A Iの掛金は掛け捨てなんですけれども、事故のない方には、3年ごとに掛金の約半分を限度として無事戻ししていたわけなんですけれども、これは既に29年度で廃止されて、もうなくなったというかわりに、先ほど言いましたけれども、これからは各農家の危険段階を設定していくということで、共済も収入保険もそうですけれども、頻繁に事故があって、受け取る額が多い方については、料率のランク、等級が上がっていくと。逆に、もらわない方は下がっていくというような意向の料率を設定していくということになっておりますので、ちょっと追加でお伝えいたしたいと思います。

簡単でございますけれども、以上です。

議長 　　ただいま収入保険制度の説明の内容があったわけでありましたが、私たち農業委員会に今何か望むことというのはありますか。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） 　　ございません。

議長 　　ただいま説明がありましたが、委員の皆さんでこのことに対しまして質問、意見がありましたら、お願いします。

小松委員。

小松委員 　　すみません、ちょっと無知なもので申しわけないんですけども、お聞きしたいんですけども、保険料の2分の1国が負担しますという、2分の

1という式は、保険料の中にどの形で入っているか、ちょっとご説明いただければありがたいんですけども。

議長 お願いします。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） ここで計算式は直接出ていませんけれども、810万円が最高の補てん額になるわけですが、これの掛け捨て部分が9割ですので、720万円という額の1%が保険料7万2,000円ということになります。ですので、実質料率2%ということになりますので、国庫負担を除いた額が7万2,000円ということになりますし、積み立て部分については、これの1割部分の90万円に対しての22万5,000円ということです。これはちょっと先ほど説明していませんでしたけれども、この二本立てで行くということで、掛け捨て部分の補償割合、積み立て部分は5%か10%かどっちかしかないんですけど、その補償割合を選択することができるということになっていますし、例えば積み立て部分は一切やらずに、掛け捨て部分の保険料だけで加入するというのも可能だそうです。そういったことで、この積み立て部分の保険料は、何も支払いがなければ、翌年度に持ち越されていきます。ですので、2年目以降は支払わなくてもいいという保険料になるそうです。そういったことでよろしいですかね。

議長 どうですかね、小松さん。

小松委員 ありがとうございます。

議長 ほかにどうですかね。  
上條委員。

上條信委員 積み立てと保険方式、どちらかでも可能と今聞いて、わかりましたんでいいんですが、積み立て方式の100万円というか、90万円に対しての22万5,000円って、これは4分の1ということだと思うんですが、先ほど話のあった翌年度へ繰り越すってあるんですけども、例えば入らないでやめた場合には返ってくるわけかいね。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） はい。

議長 いいですか。

上條信委員 返ってくる。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター） はい。

議 長 　　いいですか。  
ほかにどうですか。上條委員。

上條（英）委員　　そうすると、90万円、実際には22万5,000円出しているわけですよ、保険契約者は。7万2,000円も出しますけれども、例えばやめたときには90万円返ってくるということですよ。そうすると、1年積んだだけで90万円戻ってくるの。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター）　加入をやめたときには、基本的にはその積み立て部分というのは返ってくるということになっています。積み立て部分の90万円ですよね……

上條（英）委員　　90万円じゃない。22万……ああ、掛けた分ですね。22万5,000円。

議 長 　　いいですか。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター）　22万5,000円です。

上條（英）委員　　90万円じゃない。

太田（長野県農業共済組合中信地域センター）　はい。

議 長 　　ほかにどうですか。

[ 質問、意見なし ]

議 長 　　ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりであります。ご承知おきをいただきたいと思えます。  
農業共済組合の皆様、本日は大変お忙しい中ですが、ご説明いただきましてありがとうございます。  
それでは、次に議案の審議に入りますが、議案第136号「平成29年農地賃貸借料に関する情報提供について」、事務局の説明をお願いいたします。  
齋藤係長。

齋藤担当係長　　それでは、議案第136号、資料で1ページをごらんください。  
平成29年農地の賃借料に関する情報提供でございます。毎年この1月の定例会でご審議していただいているものでございます。  
1番の趣旨につきましては、農地法及び農業委員会等に関する法律、平成29年の1月から12月までに賃貸借された農地の賃料に関する情報を公

表をしていくというものでございます。

大きい2番の公表する資料につきましては、ページをおめくりいただきまして、2ページになります。

あくまでも10アール当たりの農地の賃借料の契約を結んだものについて、うちの農家台帳から収集したものでございますので、ご確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年度と比べて大きな金額の変化はございませんので、よろしくお願ひします。

情報提供の方法でございます。きょう審議いただきまして、決定しましたら、松本市のホームページのほうで掲載を考えてございます。あと、希望者がありましたが、配布、農業委員会の事務局の窓口にも資料を配布できるように備えつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

法律の根拠につきましては、記載のとおりでございますので、ご確認をお願ひします。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対しまして質問、意見のある方の発言をお願ひいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようです。  
ただいまから採決をいたします。  
本件につきまして、原案のとおり決定いただける方は挙手をお願ひをいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり採決、決定されました。ありがとうございます。  
続きまして、協議事項に入ります。  
松本市農林業振興計画の中間見直しについて、農政課の説明をお願ひいたします。

勝山（農政課） 皆さん、こんにちは。農政課計画担当係長の勝山隆浩と申します。どうぞよろしくお願ひします。  
それでは、私から協議事項（1）の松本市農林業振興計画の中間見直しについてご説明いたします。  
申しわけございませんが、座って説明をいたします。失礼します。  
それでは、資料の3ページをごらんください。

1 番の趣旨でございます。

農林業の持続的な発展などを目的として、農林業振興に関する基本方針、各種施策などを定め、平成 25 年度に作成しました松本市農林業振興計画の中間見直しを行いましたので、その内容についてご協議するものです。

2、経過といたしましては、現在の計画ができたのが平成 25 年の 5 月です。その後、平成 28 年の 8 月ですけれども、これ、松本市の市全体の計画になりますけれども、総合計画というものが策定されました。その後、平成 29 年 4 月に松本市農林業振興条例、こちらのほうを制定しております。

3 番の見直し内容でございます。

(1) 番としまして、平成 25 年度の策定したときには、松本市総合計画に基づく位置づけとしておりました。先ほど申し上げましたとおり、平成 29 年 4 月に農林業振興条例が制定されましたので、今回、その条例に基づく位置づけとして、農林業振興が総合的に実現するようにしました。

(2) 番といたしましては、国が 5 年ごとに発行しております農林業センサス、農林業に関する統計値でございますけれども、こちらのほうを、現在の計画だと平成 22 年のものが載っているんですが、こちらを平成 27 年度の直近の数値に置きかえました。

(3) 番としまして、市民アンケートを実施して、松本市産農産物にかかわる意識調査や現在の計画にある施策に対するもの、これ、重要と思われるものは何ですかというような形で施策の確認をいたしました。

(4) 番といたしまして、これらの統計値やアンケート結果から、目標年度、これ、平成 25 年度から 32 年としているんですけれども、平成 32 年度までの各施策の方向性等を確認しております。

(5) 番として、あわせて、きょう A3 の横長の資料をお配りしておりますけれども、お手元でございますか。こちらとあわせてご確認いただければと思いますけれども、この表の左側につきましては、農林業振興計画の基本施策・8 つの柱というものがございます。右側につきましては、その柱にくっついている個別の施策になります。

5 番目の変更点としては、この 8 つの柱と個別の施策については大きな変更はございません。ただし、A3 の右側のページになるんですけれども、上から 1 - 1 から始まっていますけれども、下のほうに行きますと 7 という項目があります。7 - 1 が今、「被害防除」となっております。ここの四角につきましては、現計画では「鳥獣の生息環境管理」というものが別にありましたけれども、今ある 7 の 1 の被害防除と一緒にその生息環境管理はやっていかなきゃいけないということで、この施策のみをあわせております。ですので、個別の施策としましては、現計画 36 施策から今度の新しい見直しをした計画では 35 施策となっております。

主な変更は以上です。

それと、もう一つ、今度、A4 のホチキスどめの横長の資料がついております。こちらの説明をいたしますけれども、これが見直した内容なんですけれども、主な内容を示してございます。

字が小さくて大変申しわけございません。ページにすると100ページ近くの計画になるものですから、抜粋をさせていただいています。

今回、先ほど申し上げましたけれども、統計値などを差しかえて、さらに目標値なども見直しております。この横長の表でいきますと、真ん中の左から基本施策、個別施策、各施策、主な取り組み、主な指標となっておりますけれども、主な取り組みのところをごらんいただければと思いますけれども、例えば1ページの一番上の1-1、農産物の振興の主な取り組みのところですが、今回見直したところ、アンダーラインが引いてございますけれども、先ほど説明がありました一番下の丸ポツに収入保険制度の加入促進が入っております。そこから4つ下に行ってください、2-1の担い手農業経営者の育成というところ、これも一番下の4つ目の丸ポツのところ親元就農者支援制度の検討というものが入っております。このような形で、例えばですけれども、農業委員会の皆様からいただいた意見等を反映して、新たな取り組み等を今回盛り込んでおります。

それと、一番右になりますけれども、主な指標というところで、現状値を全て28年度の数字に置きかえて、今後32年までの目標値を入れているという形になっております。

資料3ページの5番、今後の予定に戻っていただけますでしょうか。

現在、この内容、部内で最終調整をしております。語句の修正等、細かいところの今、見直しをかけているんですけれども、今後の予定につきましては、この見直し案に対するパブリックコメントを実施する予定です。

(2)番としまして、パブリックコメントの結果を踏まえて、大変申しわけございません。ここ、「今年度中」と書いてあるんですけれども、ちょっと庁内の手続の都合、パブリックコメントの都合がございまして、恐らく5月ぐらいになるかと思っておりますので、訂正をしていただければと思います。この結果を踏まえて、新たな計画ということで策定したいということでございます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

ただいまの中間見直し等の説明につきまして、発言のある方の挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようであります。

ただいまの説明を踏まえて、本件につきましてご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は承認をされました。

農業委員会でも、どうか松本市農業振興計画がさらに実効性のある計画となるように事務を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、協議事項2、29年度利用意向調査結果に基づく対応について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、4ページからになりますが、29年度利用意向調査結果に基づく対応についてということで説明をいたします。

座りまして失礼をさせていただきます。

1番、要旨でございます。

本年度実施しましたが、農地法の30条第1項の規定に基づきますところ、利用状況調査の結果ですが、新たに発生しました再生利用が可能な荒廃農地、いわゆるA分類の関係、それから2号遊休農地、今年度から新たに設けた区分になりますが、2号遊休農地、これらの所有者等を実施しました利用意向調査の結果について報告をさせていただきます。そして、今後の対応について協議をしていただくものでございます。

経過につきましては、ごらんとおりでございます。7月、8月調査を行って、11月から利用意向調査を実施、回答期限は12月末でございました。1月に調査結果を集計したところでございます。

3番目、利用意向調査の結果でございます。

調査対象は、件数、つまり人の数にしますと115件、筆数では146筆、面積では12.5ヘクタールでございました。

なお、括弧内に記載のとおり、錯誤によりまして、昨年10月の報告値から若干数字が動いておりますが、ご了承ください。

(2)回答状況であります。1月22日現在の状況ということで申し上げます。95件、121筆、10.8ヘクタールとなっております。筆数で見ますと、約83%の回答率となります。

委員の皆様には、さまざまな面でご協力をいただき、大変ありがとうございました。

今後さらに回収率が上がる可能性があります、一たんここで中間報告という形にさせていただきます。

回答のあった121筆、内訳を言いますと、一番多いのが、上から4つ目になりますが、みずから管理・耕作という回答で、なから50%、59筆ということでございます。次いで多いのが、農地中間管理機構を利用したいという回答で、37筆、比率にしますと30%ということでありまして。詳細については、6ページにまとめてございます。各地区の状況については、それぞれ目を通してご確認をいただきたいと思います。

さらに詳細なものとしましては、別冊資料ということで、議案と一緒にそれぞれの地区のものをお届けしておりますけれども、広げるとA3サイズになる資料でございますが、平成29年度の利用意向調査回答状況一覧表

というような表形式の資料を配付してございます。こちらのリスト、地区の状況を1筆ごとに明らかにしたリストでございます。それぞれの農地について、どのような意向が示されているのか、地区別にお渡ししておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また本冊資料にお戻りいただくわけですが、4番目の農地法に基づく今後の対応でございます。

(1)から(5)ということでもとめたとおり、法に沿って手続を進めてまいりますけれども、5ページの上のところに記載しましたとおり、また農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告というような関係が出てくるわけですが、これらの前提としまして、農業振興地域内であって、しかも機構の借り受け基準に適合する農地が、そもそもその勧告対象とされています。機構が借り受けするのは、比較的耕作条件に恵まれた農地でありまして、したがってうちがA判定をつけている木やササなどが茂っている荒れた農地とか、境界が不明瞭であったり、進入路がないというような農地、こちらは条件から外れてきてしまいます。結果的に勧告まで至るということは、現在のところ考えにくい状況になっております。

ただ、国の補助事業等の活用が見込みがあって、計画が進んでいて、荒廃化の解消にめどが立っているような農地は、機構としても積極的に借り入れていくというスタンスになってございます。

5番、遊休農地解消に向けた取り組みの案になりますが、昨年度と考え方は同じなんです、農業委員会は、利用意向調査の結果、表明された所有者等の意向や地域の営農計画を勘案しながら、必要なあっせんとか、その他農地の利用関係の調整を行うこととされておりますが、今後、中間管理事業とか、JAのやっている農地所有者円滑化事業ですか、代理者事業の利用意向分については、遊休農地の解消につなげられるよう、取り組み可能のところからお願いしたいということでございます。

これについては、現場状況から、機械が入らないとか、傾斜地だとか、狭い農地だとか、条件が悪くて、明らかに地域の担い手が借りる余地のない農地は難しいというふうに考えます。

ただ、比較的條件に恵まれて、望みがありそうな農地については、地域の話し合いのテーブルに乗せて、担い手とのマッチングを進めていただくことが肝要かと思えます。

先ほどご案内させていただきましたとおり、地区の1筆ごとの回答状況を明らかにしましたA3サイズの平成29年度利用意向調査回答状況一覧表、それから、イとしまして、利用意向調査の回答結果を地図に落とし込んだものを本日地区に1枚、お1人の委員の席に封筒に要れて配付をしておりますので、後日また地区内でもご活用いただければという考えで作成した地区でございますので、よろしく申し上げます。

(2)として、現場活動の例として、ア、イ、ウということで挙げさせていただいております。平成30年度の作付計画がもう進行しているかと思えますが、すぐに結果を出すのは難しいということは重々承知しておりますので、今後、補助事業などの活用も考えながら、地域内で調整活動、マ



ッチング活動、可能な範囲で行っていただければというふうに考えております。

(3)、最後のところ、参考としまして、30年度の補助事業の情報を7ページ以降添付をしております。

再生事業は、やはり補助金を活用しないと難しいというふうに思われます。そのため、地区の将来展望とかランドデザインをどのように描いていくかということが最終的には問われてくるわけですが、委員のみならず、地域全体で戦略的に考えていく必要があるわけですが、ただ、手を加えていけば、比較的条件のよくなる農地はどここの地区にも存在する可能性がありますので、こういった補助事業導入の可能性についてもご検討いただきながら、計画を練っていただくような形でまたお願いしたいということでございます。

7ページ、8ページ、9ページということで、国の事業、市の事業を載せてございます。

7ページにつきましては、国の荒廃農地等利活用促進交付金の関係、こちらはまだ最終決定前でございますが、30年度の国予算、前年比約70%ということになっていまして、1億6,000万円、すなわち縮小傾向であります。

市単事業、松本市遊休荒廃農地対策事業は引き続きありますので、9ページの関係でございますが、またご活用いただければというふうに考えております。

また、本冊資料とは別に、本日農業振興部会で耕地林務課、あと西部農林課担当者来ていただいて、説明をいただく予定でございますが、農地中間管理機構との連携が重要になりますけれども、国の耕作条件改善事業の予算が前年度対比で126%の大幅な伸びを示していて、298億円あると、措置されているということでございます。こちら辺もご理解いただければというふうに考えております。

ということで、意向調査の結果と対応ということで報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
これより質疑を行います。  
ただいまの説明について、発言あるいは意見のある方はお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。  
本件につきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認されました。

続いて、協議事項3、「地域農業を考え、農地利用の最適化を進める長野県運動」推進要領（案）に対する意見について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

引き続き説明をさせていただきます。

10ページからでございますが、こちら、長野県農業会議のほうで推進要領（案）をつくって、これに対する意見ということで求められたところでございます。

2番目のところで、農業会議からの通知ということで、2番目のところ、別添のとおりということで、11ページ以降になります。

それから、3番目、推進要領（案）に対する検討ということで、議案発送をしました1月24日付で依頼をしてございます。委員の皆様からご意見があれば、協議、集約して、農業会議に出していくということでございます。

あと、今後の予定のところにも書いてありますけれども、3月中に農業会議のほうで推進要領を決定して、4月、新年度から取り組みを開始するというスケジュールというふうになっております。

その推進要領（案）については、12ページから17ページに添付のとおりでございます。

特に、農業委員会の取り組み内容としましては、個々の農業委員会の取り組み内容は13ページ以降になります。6の（1）から16ページの（7）まで、7つの柱で中身は構成されているということでございます。

こちら、見ていきますと、活動の羅針盤となります最適化指針の策定ですね。最適化指針の策定というのは、新体制に移行した農業委員会において、速やかに作成に努めるものというふうになっております。うち、まだ旧体制という中で、最適化指針、まだ策定はしておりませんが、新体制移行後、また新年度の課題ということで考えていく予定でございます。

この最適化指針の策定とか、（2）のところの人・農地プランへの積極的な関与、あと以降、戸別訪問等による現場活動とか、機構との連携強化、行政への施策改善意見の提出など、農地利用の最適化を進める際の具体的な内容が網羅されている内容になってございます。

この県農業会議が取りまとめた推進要領（案）に対しまして、ご意見があれば、お出しいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長

今、農地利用の最適化を進めるいわゆる最適化推進要領に対する説明があったわけでありましたが、このことについて、委員の皆さんから意見がありましたら、お願いをいたします。

私、挨拶の中で、初めにそういうことを言っちゃいけないことを言ったわけでありませんが、最適化の推進を進めよということで、予算は去年は大体

70億円弱、ことしも90億円くらいの予算を組んであるわけですが、成果主義、実績主義というようなことがございまして、これから指針をまた松本市農業委員会でも決めていくわけですが、長野県でも70幾つある農業委員会のうち、この最適化交付金を受けるために、なかなか方策が決まらないというような話が主でございまして、これからどういう形で、農業会議にもそういうことを申し入れていかなきゃいけないというふうに思うわけですが、今のところ、こういう形で、とにかく全戸調査、戸別訪問、機構との連携とか、そういった形でいろいろと言われているわけですが、現状ではこんなことだというふうな形で理解をしていただければと思いますが、意見がありますか。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

ただいま出されました、出されなかったな。長野県農業会議に対して、こういう形で報告していくということでご賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成でありますので、そのように決定してまいります。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、平成29年度農業活性化推進研修会の開催について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、18ページでございます。

毎年この時期に松塩筑安曇農業委員会協議会主催で取り組んでいる活性化推進研修会のご案内でございます。

これも議案と一緒に1月24日付で各委員に通知してございます内容でございます。

日時、2番のところでございますが、2月16日金曜日でございます。午後1時半から合同庁舎にて開催ということでございます。

5番目の参加報告でございます。地元の松塩筑安曇の事業でございますので、ぜひ全員の参加をお願いしたいということでございますが、参加される委員は、出席報告書を本日中にご提出ください。よろしく申し上げます。

また、会場へはそれぞれお越しいただきたいということでございますし、遠方から来る方もいますので、乗り合わせできる委員は乗り合わせをお願いしたいということでございます。

研修会の内容については、20ページ、21ページのとおりでございますが、開催要領がついておりますけれども、研修会の次第、6番のところ

ありますとおり、表彰は15名予定をされております。21ページの頭の3つが松本市の関係でございまして、高山晴彦様が笹賀の関係、川西栽培組合が神林の関係、和田担い手生産組合ということで、3つの個人または団体が表彰対象でございます。

事例発表につきましては、上中下西条わなの会というところで事例発表を行うということでございますので、鳥獣害対策と関連した事例なのかなというふうに考えております。

講演につきましては、「ながいもの海外輸出」ということで、帯広のほうの農協から担当部長をお招きしてご講演をいただくという内容でございます。

ということで、活性化推進研修会の内容について周知しておきますので、よろしく願いいたします。

議長 29年度の農業活性化推進研修会、2月16日でございますが、松塩筑安曇の研修会ということで開催をいたします。これに対して質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 講演の帯広市の農業協同組合の講演があるわけでありましたが、非常に長芋の生産額も、これ、かなり多いということと、輸出に力を入れていると、実績があるというふうなことでございまして、私ども、昨年、シンポジウムで輸出にかかわるいろいろなシンポジウムを計画したわけでありましたが、その延長といたしまして、輸出して、こういう実績を上げているところを少し探してくれと言ったら、ここが一番大きな輸出があるということでありますので、長芋の非常に山形、朝日、盛んなわけでありましたが、実に参考にしていただきたいと思えます。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、どうか全員の皆さんの出席をお願いいたします。

次に、報告事項2、1月農業振興部会における農林部との懇談予定について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、22ページでございます。

また農業振興部会で今月の懇談予定について、委員全体のところでご案内をさせていただくものでございます。

10月の市長懇談会終了後から取り組みを開始しております。11月は親元就農の関係をやってきましたし、12月は農産物の販売促進と。具体的には、産地のブランド化の現状とか、6次産業化支援事業の補助金をどのようにうまく活用したらいいとか、農政課からご説明いただきながら、ともに議論をさせていただいたところでございます。

1月、今月は、悪条件農地対策を取り上げまして、耕地林務課、そして西

部農林課の担当者と話し合いが持てればいいのかという考えで進めております。

そこにも書いてありますが、農業委員会は、農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地を集積・集約化することが求められているわけでございます。そこで、農地区画の整理・拡大とか、用排水施設の整備・更新、耕作条件の改善を進めるための国・県の事業メニューについて、事業の体系、概要、予算措置、実施要件など、現時点の一般的な情報を提供していただきたいという考えでございます。

用排水路の整備・更新というふうなところでは、農地中間管理機構の重点区域に指定ということで、今、島内とか内田では重点地区になっているんですが、新たにここに来まして、波田地区ですとか今井地区でかん水施設整備・更新するというような計画に当たって、事業を活用するのに、まず重点区域にならなきゃいけないというようなところで、計画が動いている、動き出しているというふうな話も聞いてございます。

ということで、土地改良事業との結びつきが重要になってまいりますので、耕地林務担当者にいろいろと教えていただきたいという趣旨でございます。

また、振興部会で研修というか、懇談をするわけでございますが、農地部会の委員もおられますこの総会の場で何かご意見とかお考えとかご指摘等ございましたら、意見をちょうだいできればということでございますので、よろしくをお願いします。

議長

今、補佐の説明のとおりであります。この後、振興部会で中間管理事業に対しましての質疑を行うわけですが、5番目のいわゆる農地部会の委員さんから意見がありました。お願いしますということですが、農地部会の皆さんで意見ありましたら。

[ 質問、意見なし ]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、この後、農振部会において、このことについて審議をしてまいりたい、いろいろな質疑をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項3、12月定例部会報告についてお願いいたします。

初めに、上條農地部会長からお願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、23ページをごらんください。

12月の定例農地部会の報告を申し上げます。

12月27日に開催の農地部会において、議案10件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条の許可、承認案件につきましては、12月20日に上

條萬壽登委員及び赤羽隆男委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、12月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議長 続いて、農業振興部会の報告をお願いいたします。  
田中部会長。

田中農業振興部会長 それでは、農業振興部会定例報告を行います。  
平成29年12月27日開催の農業振興部会の結果について報告いたします。  
議案第135号「平成29年度第3回青年等就農計画の承認について」審議し、承認されました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
本件につきましては、ただいまの報告のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
次に、報告事項4、主要会務報告につきましては、資料24ページ、25ページのとおりでありますので、ご参照いただきたいと思います。お願いします。  
以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
初めに、松本市農業改良普及センター、西嶋課長補佐、お願いいたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、お疲れさまでございます。  
私のほうからは、新長野県農業女性チャレンジプラン（案）に対するご意見を募集しますというのが表になった資料でございます。  
1月25日からご意見の募集が始まっていて、2月13日まで意見を募集するというところでございます。めくっていただきますと、意見を書く様式があります。  
それから、チャレンジプラン（案）の概要ということで、裏表になっていますが、詳しくは見ていただければと思いますけれども、県としましては、それぞれ総合5カ年計画、あるいは農政部の関係ですと、食と農業・農村振興計画でそれぞれ5カ年計画ということで、今、それぞれ見直しをしているところでございます。来年度といたしますか、30年度からこれもスタートがするわけでありまして、農村女性チャレンジプランにつきましても、今まで5次といたしますか、5年ずつ5回ですから、25年やってきたわけでありまして、それも踏まえながら、6回目というふうなことで、30年から、22年、西暦で表示してありますけれども、新しい年号がどうなるかわかりませんのであれですけれども、2022年までということで、5カ年の計画ということでございます。

大きく従来のものと変わったものではございませんけれども、ぜひまたご意見ございましたら、お寄せいただきたいと、意見の様式をそのままファクスいただいても結構ですし、あるいは農政部の農村振興課のホームページのところにこの様式がありますので、そこからメールをしていただいても結構でございます。

案の内容につきましては、その農村振興課のホームページから見られるようになっておりますので、まことに申しわけございませんが、詳しくはそちらをごらんいただければというふうに思います。

それから、あと気象表ですね、旧測候所といいますか、沢村の昨年のもので、それから今井の昨年のもので、それからことしの1月の中旬までのものを載せてございますので、参考にいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続いて、農政課から、未来を担う農業経営者の支援事業についてご説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、今、農政課に連絡をとっているところでございますが、予定、大分早く進行しておりますので、まず私のほうからちょっと連絡事項がありますので、それをつないで、その後農政課のほうから未来を担う農業経営者支援事業のリニューアルについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私のほうから1点目ですが、農業者年金の加入推進強化期間についてでございます。

10月の定例会になりますけれども、お願いしたんですが、11月から2月、4カ月間ですね、農業者年金加入推進活動強化期間ということでお願いをしたところでございます。

昨年度と本年度2カ年の強化年度では、本市の進捗状況でございますが、新規加入者の合計は、現時点で17名ということで、おかげさまで基金が示した松本市の目標は達成することはできたわけでございますが、松本市の独自目標ですね、独自に定めたほうは22名ということになっておりまして、まだ5名足りない状況でございます。そこで、より一層の推進活動をお願いしたいという趣旨でございます。

3月9日までに基金に到着した届け出が本年度の受理対象、受理扱いとなりますので、2月中には農協のほうへ提出していただけるように進めていただきたいということでございます。

推進活動に応じまして、委員に報償費をお支払いしますので、活動を実施していただいた委員さんは、10月に配付しましたが、活動記録簿及び実績簿にご記入いただきまして、2月の定例会、来月の定例会に提出をお願いしたいと思います。これが1点目ですね。農業者年金の関係。

それから、2点目でございますが、新体制検討委員会のことでございます。

議案と一緒に通知を同封しております。検討委員の皆様には通知を同封しておりますので、ご確認ください。2月19日月曜日、3時からを予定しております。農業委員会室でございます。

まだ若干詰めなければいけないことが残っておりまして、役員の体制とか運営の体制とか、あと現状の委員会体制をどのようにしていくかというようなことですね。推進委員も加わりますので、どんなような形で委員会体制を組んでいくかというようなことも予定をしております。

それから、3点目です。今度、来月の定例会の会場とか駐車場の関係でございます。

2月27日火曜日は、こちらの今度Mウイングになります。例年Mウイングでやっている。市役所内で申告がありますので、会場を確保できない。また、議会も始まっておりますので、例年Mウイングになっているわけですが、その駐車場につきましては、先月ご案内したとおりでございますが、Mウイングから若干遠いんですが、松本城大型バス専用駐車場、つまり砂利指敷きのほうの駐車場ですね。こちらのほうを確保済みでございます。そこがいっぱいになったら、所定の場所がいっぱいになったら、従来の税務署の北側、旧地方事務所跡地、そちらの舗装されたほうに駐車をいただくわけですが、ただ確定申告とか雪捨て場の関係もありまして、ちょっと込むかと思われま。

ご案内しました駐車券を車のフロントガラスに掲示をしていただくということをお願いします。

また、Mウイングにも駐車できるわけですが、有料となりますので、よろしくをお願いします。

関連しまして、もうご存じだと思いますけれども、市役所のこの周りの市役所の駐車場が有料化されております。周辺の民間の駐車場との整合をとったという形になりますが、有料化されている。ただ、市に本当に用事のある方は無料になります。もちろんですけども。その際、用時を済ませたときに、各課で確認印を、赤い駐車印をその駐車券に押しもらって、駐車場の管理員から無料化処理をしてもらうことが必要になります。また、今後、定例会は別としまして、委員会など集まる会議等で市役所に車をとめた場合、駐車印、確認印を押しもらうことが必要になります。

きょうも、新年会ということで、新年会なんですが、新年会に出席されない委員とか、お酒を飲まない予定の委員など、車でお越しの場合があるかと思えます。市役所の駐車場に車をとめた委員がおられましたら、事務局へ申し出ていただきますと、赤い駐車印の判こ、駐車券の判こを押ししますので、申し出ていただきますようお願いいたします。

それで、きょうもそうなんですが、管理員は夜6時まで駐車場の管理員は常駐していますが、6時過ぎると管理員がいなくなります。懇親会で遅くなったりすると、もう管理員がいなくなってしまう。その場合、無料化処理をするのは、市の宿直で無料化処理をします。お手数ですが、宿直まで来ていただいて、宿直で駐車券を出して無料化処理をしてから、駐車場を出ていただくという形になりますので、ちょっと懇親会等で遅くなる



場合は、そこら辺も。

それで、宿直では、担当課になりますけれども、市役所の庁舎管理を担当している管財課というセクション、部署があるんですが、管財課で許可を得ていますと一言宿直に伝えていただくと、処理をしていただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

あと、最後、もう一点なんですが、旅行の関係ですね。農業委員親睦旅行がいよいよ2月ありますけれども、旅行参加者18名様には、議案と一緒に旅行の行程表をお送りしたところでございます。

委員から、現地の気候についてご質問を受けたところでございますが、沖縄は最高気温が20度ぐらいまで上昇する初夏の陽気だということでございますけれども、ただ、帰りに福岡のほうに立ち寄りますので、やはりいずれにしても上着とかコートとか、そういったのが必要になるかと思えますので、万全の準備をお願いしたいということでございます。

私からは以上でございますが、何かありましたら、旅行の関係も含めまして何かありましたら、お願いしたいと思います。

議長 　　ただいま補佐から5点について説明があったわけでありましたが、委員の皆様から何かありましたら。

柿澤委員。

柿澤委員 　　駐車券を無料化処理してから、有効時間があるじゃないですか。ずっと一晩いいわけじゃなくて、何分かで切れちゃうでしょう。ちょっとその話をしておいたほうがいいと思う。

窪田局長 　　駐車券の処理の件なんですけど、6時を過ぎますと宿直でやってもらいます。だから、例えばきょう夜、新年会に出られた方で、今、きょう新年会に行く前に処理しちゃうと、ちょっと時間がずっと何時間もかかっちゃうもんですから、新年会終わった後に、すみませんが宿直に寄っていただいて、無料の処理をしてもらって、普通無料の処理を夜やってもらうという人は、庁舎から出ていくときにやってもらう人が普通なんですけど、今回は委員さんが外から入ってきて、宿直でこれやってくださいということなので、ちょっともしかしたら何か言われるかもしれないので、契約管財課で許可を得ていますと言うと、ガチャって無料の処理をしてくれます。それが終わったら、速やかに車に戻っていただくという形になりますけど、よろしいでしょうか。そういうことでいいですか。

柿澤委員 　　何か15分って聞いていますので……

窪田局長 　　そうですか。

柿澤委員 　　それ以内に出さないで。

窪田局長 15分以内に、じゃよろしくをお願いします。

議長 そういうことですので、よろしくをお願いします。  
河野委員、お願いします。

河野委員 旅行の関係でございますけれども、私はちょっと家庭事情によって、ちょっと何日も家をあけられないもんですから、不参加でございますが、18名の方が参加されるということで、ちょっと数が少ないもんですから、ご負担のほうもふえたなという気はいたしております。

前回といいますか、前の任期のときも、海外に行ったわけでございますが、そのときも私もちょっと事情で参加できなくて、一応参加できませんが、行っていただく委員さん方に、せんべつと言うとちょっとあれなんですけど、幾らかちょっとお返しなしで、気をつけて行ってきてくださいということで前回もやりましたんで、今回も同じような方法でやったらどうかと。

金額的には、お返しなしというか、お土産なしでございますので、3,000円程度というようなことがいいかなというふうに思いますが、皆さんにお諮りをさせていただきたいと思います。

議長 今、河野委員から、親睦旅行の出席できない人に対する提案がございましたが、どうですかね。お認めいただけますかね。

お認めいただけるということで、お願いをしたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

そういう形で事務局でお願いをいたすものでございます。よろしく願いいたします。

次に、農政課から、未来を担う農業経営者支援事業について説明をお願いいたします。

松村主査、お願いします。

松村(農政課) 農政課担い手担当の松村です。よろしく願いいたします。また本年もよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

お手元に松本市未来を担う農業経営者支援事業ということで、チラシを配付させていただきました。

本日の説明の趣旨でございますけれども、改めて事業の説明を若干させていただきます。平成29年度の予算状況のご説明、また30年度の実は要望調査を現在かけさせていただいております。その途中経過と申しますか、状況をご説明させていただき、またちょっと言いにくいところではございますが、2点ほど農業委員の皆様にお願いがございますので、お話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、事業のほうでございますけれども、実は平成29年度から新たに設けました事業となっております。それまでは認定農業者支援事業という名目の中で、認定農業者の皆様に対する機械補助等の補助事業として成り

立っておりました。それを29年度より、新たな考え方の中で、新規事業として立ち上げた内容になります。

目標としましては、地域の担い手としての認定農業者の皆さんの育成と、女性農業者の育成に主眼を置いた補助事業になっております。

目標ですけれども、一応事業の構築上、5年後の事業活用者の皆様を50%まで引き上げたいということを目標にさせていただいているのが1点、もう一点が、女性の認定農業者の皆様を現状の倍の数、今、28年度末で30名ほどですが、60名、比率にしますと、約10%超えのところまで何とか引き上げたいということを目標としました補助事業になってございます。

前の事業からの変更点ですけれども、より使いやすくというお話、農業委員の皆様からもいただいておりますので、下限面積を実は廃止をさせていただいたりとか、あと導入される機械の単価が100万円以上であったものを50万円以上に変更したり、また最近出てまいりましたけれども、リース事業といったものも取り込めるような内容になってございます。

そんな中、平成29年度の予算の状況ですけれども、農政課と西部関連、全松本市域含めまして、当初予算としましては1,540万円からスタートした制度でございましたけれども、年度内に不足額が生じまして、9月の補正予算において1,129万円を議会のほうでお認めいただきまして、補正後としましては、約3,000万円弱の執行の中で現在、運用をさせていただいております。

こんな中、来年度、平成30年度の事業要望調査を年末から年始にかけて認定農業者の皆様にさせていただきましたところ、まだ3月といいますが、議会が始まっておりませんので、正式な発表はできませんけれども、こちらのほうで想定をしている予算をかなり大幅にオーバーしている状態になってございます。

また、女性の新たな取り組みということで、女性農業者事業ということで加えさせていただきましたけれども、実は平成29年度は市内全域40万円ほどの予算額ございました。これにつきましては、今年度中に全て執行される予定になってございますが、平成30年度の要望ですが、そちらはまた大幅に超えるような要求になってございます。

要望をかけさせていただいたのが、認定農業者の皆様に限定しておりましたので、今後、女性農業者団体の皆様に向けましても要望調査をかけさせていただきますので、さらなる要望がふえてくるんじゃないかというような状況でございます。

こんな中で、農業委員の皆様に2つほどお願いということなんです、市の体制としましては、今年度も備えましたけれども、予算がないのでできないということではなくて、必要な予算につきましては、さらなる予算をお願いしまして、お認めいただきながら続けていきたいと。目標達成が、事業目標が活用者の50%ということなんです。なるべく早く事業執行ができるように、農家の方に事業を届けたいということがありますので、そういったことも含めまして、地域の皆様から事業要望等のご相談がありました

ら、ぜひこちらのほうにおつなぎをいただきまして、なるべく早急な対応ができるような体制をしいてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。これが1点目のお願ひです。

もう一つ、最後に、ちょっとこれが非常に言いにくいお願ひなんですけれども、先ほど女性認定農業者の育成のためにということでお願ひをしたところなんです、女性の認定農業者になっていただく方をぜひ育成をさせていたいただきたいといひますか、ご紹介とか、いろいろあると思ひますが、お願ひしたいということの中で、ぜひ委員の皆様におかれまして、認定農業者にまずおなりいただくというお願ひを1点目として述べさせていただきまして、その上で、ぜひご家族がおられる場合につきましては、家族経営協定を締結いただきまして、その後に忘れずに共同申請という制度がございますので、例えば委員の皆様と奥様と共同で認定農業者になっていただく、旦那様と一緒に認定農業者になっていただくというところの手続までぜひ進めていただきたいということが2つ目の最後のお願ひでございます。

私の隣におりますけれども、担い手担当の大塚、担当させていただいております。今後、個別に申請の相談に上がりたい部分もございますので、ぜひ前向きなご検討をよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明があったわけでありますが、女性の認定農業者、あるいはまた家族協定等々のお願ひがあったわけですが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

その他でございますが、委員の皆様から何かありましたら、お願ひをしたいと思ひます。

田中部会長。

田中委員

すみません、先ほどちょっとやればよかったんですけれども、報告事項の3の振興部会のこの後の農林部との懇談会の件なんですけれども、どうしても合理化事業から中間管理機構へ移行するには、基本的というか、原則的には各JAの農業課の方が窓口になっていらっしゃるんですけれども、ここにそれぞれJAの代表の方もいらっしゃいますし、その方たちがそういう導きといひますか、サポートしていただければ結構なんですけれども、今、各JAの現状等、どういう対応をとられているかということと、それと上條委員さんとはちょっと改良区のほうの、前回、若干ちょっとお話しした経過もあるんですが、改良区との農地中間管理機構の関係というか、その辺ちょっと後刻の会議の中でちょっと参考にしたいと思ひますので、その辺、ちょっとご意見を伺えればと思ひます。

それと、追伸ですが、先ほど松村さんがおっしゃったこの事業に私も手を挙げております。これは余分です。

議長

ありがとうございました。そういうことであります。

その他でございますが、先般、代理が、今の関係があるわけではありますが、女性の東京の大会に11日、全国農業委員女性協議会の理事会、大会、総会がございましたので、ちょっとその報告をお願いいたします。

古沢委員

農政課の皆さん、よろしく願いいたします。

1月10日と11日に全国農業委員会女性協議会理事会と総会が四谷の主婦会館で行われました。その内容につきましては、女性委員の登用の促進、また最適化推進委員の業務内容、これからの役割分担等について協議されました。

そのときに出されたことなんですが、今、会議所のほうからの補助金をいただきまして協議会が運営されております。ですが、資金がとても足りないということで、私ども農業委員、女性農業委員のほうが個人的に会費を支出したらどうかという案が出まして、それが決定されました。個人で出資するお金はそう大したことはないんですが、その出場所をどこように考えていくかということのをこれから県のほうとの協議の上、支出させていただきますので、私ども女性農業委員は全て、全員が、少しずつですがお金を出し合って、この協議会の発展のために努力していこうという話し合いがされましたので、今後ともよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ほかに委員の皆さんからありましたら。

上内委員。

上内委員

ちょっとお願いなんですが、実は市民農園は、もう現状、28しかないわけなんですよね。目標というの、やっぱり28しかふやさない方針だと。実際に我々の近くの今まで借りていたところも、構造改善でできなくなったから、どこかあいているようなところないか。結構、ちょこっとでいいから、市民農園的なものをふやしていただいて、借りたいという人、結構多いんですよね。ところが、市としては、果たしてそういう方向でいるのか。皆さんは、できたらふやしていただくような方向はないかというのがちょっと質問です。

議長

いいですか。どうぞ。

松村（農政課）

農政課の松村ですけれども、ちょっと権限者ではありませんので、若干、担い手担当のほうで市民農園管轄させていただいておりますので、状況だけ説明させていただきますが、市内全域に市民農園多数ありますけれども、現状、利用率としましては、100%ではないんですけれども、ほぼほぼ定員を使っている状況になります。

ほとんど埋まっている農園につきましては、一般的な体験市民農園と言われる農園になっておりまして、大体年間2,000円ほどの利用料の中で

管理をしていると。あと、少しあいているところは、いわゆる指導者つき高齢者向けと言ったらちょっと失礼なんですけど、そういった農園も一部ありまして、そういったところと、あとキャンプ場つきの農園がございまして、そちらのほうが少しあいている状況にはなっております。その有効利用につきましては、内部でも非常に検討しているところですが、状況としては、ほとんど埋まっているんだけれども、まだ全ては埋まっていないような状況ではあるということが1つです。

方針というところ、難しいところですが、市としては、農地取得といいますが、借りるのに当たっての下限面積の緩和策ということで、昨年度実施をさせて、一定の申請をいただければ、届け出をいただければ、誰でも農家にある程度なれて、その上で農地が借りられると、小さな面積が借りられると、そういう方針に少し変わってきた経過がございまして、誰でも農業に携われるような状況にはなりつつあるということが一定の方向です。

今の市民農園というのは、実際は市が所有者の方から借り受けて、それを借りていただく。間に市が入って、市が管理をしているという状況なんです。この農園方式で今実際行っている内部の方向性としては、今の量が限界ではないかということは内部で話はしております。

もう一点、ご紹介させていただいているのは、農園利用方式による農園を市民農園的な利用を進めさせていただきまして、所有者の方ができないということを前提とするのではなくて、その農業者の経営の中で、一緒にレクリエーション的にやっていただくと。それにはいろいろな許可的なものがないので、そちらのほうを今、ご紹介はさせていただいているのが現状になります。そうすると、いろいろなくくりが出ませんので、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長

上内委員。

上内委員

里山辺の郵便局の一带が、今年度から、やっとなら、農政課へ連絡あったと思います。民間で道路をつくって開発すると。その一部に実は市民農園が入っています。私が借りているその下が市民農園なんですけど、その人たちも今までずっとことしできるのかわからなくて、やっとなら回答が来て、ことしいっぱい作物つくっていいと。ただ、来年からはもうわからないよという形で、多分そこも道路ができれば宅地になっちゃうというような気もするもんですから、ほかのところを借りていた方々が僕のところへ来て、何とかどこかあいていないかと言って、もう3人ぐらい来ていますよ。

僕も、借りているところまた貸せというのは余りよくないんですけど、やむを得ず、やっぱりたとえ少しでも農業をやりたいという人がいるものから、そういう形で貸せるんですけど、当然来年以降は1つ減るもんですから、その点は、これから農政課でまた、もしもう数減らすか、また新しくどこか探していただくとか、そんなような方法で、農業をやりたい人がいれば、個人で貸せるのは簡単なんですけど、そういう方法もしあったら、

考慮を願いたいと、そんな形です。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

今、松村主査が言われましたように、農業委員会が去年下限面積を下げて、そして農家になってもらって、たとえ1畝でも2畝でも農業に参加してもらいたい、参入してもらいたいというふうなことでありますが、なかなかこれがですね、農業委員の皆さんもどうも徹底できていないようでありまして、このことを基本的にやっていただければ、荒廃地の解消にもつながりますし、どうかその辺を行政任せじゃなくて、できるわけですから、農業委員が認めれば、そこで農家、1畝でも2畝でもできるわけですから、その辺のところをどうかご理解いただいて、進めてほしいなと思います。

ほかにありますか、何か。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ちょっと私のほうからですが、これから農地部会でいわゆる営農型太陽光発電に関する議案が出てまいりまして、梓川のコケですか。コケを栽培して、その上に太陽光をというような計画が出ていますけれども、今、これから常任会議がまた2月10日にありまして、もし松本で認めていただければ、そこでも相当な説明をしなければいけないし、また常任会議、15日にあるわけですが、そこにも議案の説明を、松本市の農業委員会が出てもらうか、それとも事務局が誰か出ていって、この内容について説明をしていただかなければいけないわけですが、初めちょっと心配したところではありますが、大分計画している人も計画性もあるし、しっかりしたような内容であるようなわけですが、ただ、かつて営農型太陽光として、長野県下でそこそこ許可になってやっているところも、しっかりしているところもあるわけですが、ワラビの栽培をしているところも、雑草でいっぱいとか、それから諏訪で計画されましたアシタバも、なかなかまだ手がかからないというような状況ですし、それから豊丘村で計画いたしました朝鮮人参のあれも、まだそんな生産する段階には至っていないわけですが、ただ、県の人とこの間もちょっと話をいたしました、生産の2割減ならいいという3年後の見直しで、そういう形で許可してきたわけですが、じゃ生産に至っていない場合はどうするんだというふうに聞きましたら、例えば梓川でやっている野ブキのように、根がそこに残っていればいいというようなことをまた行政、Q & Aで言い出しているわけですね。1回許可しちゃうと、なかなかこれ、いろいろなところ、訴訟の問題もあって、行政はこれ、撤去しろと言うわけになかなかいかないわけですので、どうかこのことはそれぞれ農地部会でも、松本の農地部会でも、それぞれ意見を出してもらって、賛成してくれるか、これをどうするかよくわかりませんが、議論をうんとしっかりして、松本市としては、これはこれでお認めいただいたというふうな形で、常任会議と、それから常設委員会でお話をしてまいりたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

以上で本日用意いたしました議案は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

16 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 1 1 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 1 2 番

\_\_\_\_\_



平成30年1月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会

平成30年1月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年1月31日(水)午後3時35分から午後5時10分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 20人 1番 森田 大樹  
2番 青木 秀夫  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
9番 柿澤 潔  
10番 岡村 時則  
11番 伊藤 修平  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
15番 上條信太郎  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎  
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 なし
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 20番 赤羽 米子 委員  
1番 森田 大樹 委員  
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

## 9 議 事

### (1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第137号～138号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第139号～141号(第139号取下げ)
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件  
議案第142号～146号(第86号取下げ)
- (エ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件  
議案第147号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
議案第148号～151号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第152号～第154号
- (キ) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第155号

### (2) 報告事項

- (ア) 非農地証明の交付状況の件
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (エ) 競売(公売)農地に係る買受適格者証明の交付状況の件
- (オ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (カ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (キ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		"	係 長	齋藤 信幸
		"	主 査	長田由紀子
		"	"	大内 直樹
		"	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 査	松村 豪治
		"	主 事	川嶋 遥

## 11 会議の概要

### 議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第137号から138号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

### 大内主査

お願いします。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第137号、安曇野市穂高にお住まいの　　さんが所有します島立　　、地目、台帳、現況ともに田、1筆、33平米を島立にお住まいの　　さん、　　さんが農地の一体利用のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

なお、この件ですが、島立の下限面積は40アール、4,000平米ですが、今回の議案は下限面積制限の例外となっております。農地法施行令第2条第3項に、位置等から自己所有の隣接農地と一体として利用すべき土地の所有権を取得する場合、下限面積の例外として許可することができる」と書かれております。今回の農地につきましては、　　さん、　　さんの農地の隣接農地となっていること、また周辺で市道の改良工事が進められており、改良後はほかの人の利用が難しいことから、一体利用として利用しなければ困難と認められるものです。このため、下限面積の例外として第3条の申請を受理したものです。

続きまして、議案番号第138号、今井にお住まいの　　さんが所有します今井　　-　　-　　、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、152平米を同じく今井にお住まいの　　さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。こちらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議　　長　　それでは、最初に議案番号第137号について、地元の委員さんの意見をお願いしますということで、島立でございますので、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員　　今、事務局から説明のあったとおりであります。ご案内のとおり、　　のほうを南へ真っ直ぐ突っ切る道が今、工事して空いているわけで、ありますけれども、その工事によってつぶれ地になって、残地として残っているのがこの33平米。その土地が　　さんの住宅の隣ですもんですから、言われたとおり、ほかにやりようがないということで、今回はお認め願いたいと思います。

議　　長　　それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議　　長　　それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第137号について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第138号でございます。今井でございます。上條  
委員さん、地元の意見をお願いいたします。

上條（英）委員 譲渡人の さん、高齢でございまして、もうほとんど農業はできな  
いというふうな状況下で、すぐ近所の さん、この方は をやめ  
て、それから農業をやっているわけなんです、その人に買ってくれとい  
うようなことで話を持っていきまして、 さんとしても、隣すぐ、この  
畑自体も さんの自宅から徒歩1分か2分ぐらいの場所です、じゃそ  
ういうことならやむを得なく買いましょうというようなことで、売買が成  
立したということでございます。  
こんなことで、 さんがつくれない分、 さんがきちっと畑として管  
理するということでございますので、申請どおり許可したいと思います。  
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第138号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第139号から141号、農地法第4条の  
規定による許可申請承認の件、3件につきまして上程いたします。  
なお、議案番号第139号につきましては、取り下げ議案となりますので、  
詳細につきましては事務局から説明をいただきます。  
また、議案番号第141号は、農地法第5条の規定による議案第146号  
と関連がございますので、関連する案件、146号も含めて説明及び質問  
等をお願いし、議案番号第146号は後ほど集約のみ行いますので、ご了承  
を願いたいと思います。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
阪本技師、長田主査、お願いいたします。

阪本技師 議案139号につきまして、取り下げの説明をさせていただきます。  
この139号ですが、農振の除外からの申請でございまして、農振の地区

審のときに、農地上の物を撤去すると確約をいただいたんですけれども、先日委員さんと確認しましたところ、農業用機械が置いてありました、撤去を30日の期限としていたんですけれども、期限に間に合わないということで、代理人から取り下げをしないと連絡がありまして、取り下げに至ったものでございます。撤去次第、来月以降申請が出てくると思いますので、そのときにはよろしくお願ひいたします。

長田主査

続きまして、議案番号140号の説明に入ります。もう一部お送りしました松本市梓川倭における営農型設備の概要案、こちらのほうとあわせての説明になりますので、お願ひをしたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

議案番号140号、梓川倭にお住まいの さんが所有します梓川倭、地目、台帳、現況ともに田、3,204.59平米のうち1.19平米外1筆、合計2.05平米に営農型太陽光発電施設を新設する一時転用の申請です。一時転用期間は許可日より3年間です。経営者は さん、経営面積は6,298.59平米です。農振農用地で、農政課と協議済みです。

続きまして、こちらのほうの概要について説明をさせていただきたいと思ひます。別冊資料をごらんください。

こちらの資料は、松本市農業委員会として地区審議会及び常設審議会のほうに提出する予定の資料となります。この場で内容についてご協議いただきまして、必要とあれば修正し、承認いただきましたものを県に提出したいと思ひます。

まず、上の部分の申請地の概要等は、前回も説明していますので、省かせていただきまして、上から5項目、申請事由につきましてです。申請者が高齢となり、稲作が困難となったため、軽作業かつ安定的な所得の確保、土地の有効活用等を図る観点から、作物をハイゴケに転換し、上部に太陽光発電施設を設置する。

次に、農業委員会の意見としてですけれども、ハイゴケの栽培方法等、こちらのほうで確認をさせていただき、申請者の状況等を伺いました結果、パネルの支柱等を使い遮光環境を整えたり、あるいは栽培指導者がきちんといて、販売先等も確保していることが確認できましたため、このような内容にさせていただきました。読ませていただきます。

ハイゴケ栽培は、半日半陰性の植物であり、既に苗箱にふたをする形で遮光し、当該地で栽培を行っている。太陽光パネルを活用した遮光は、栽培に適した環境づくりが期待できる。また、申請者は2年間研修を受けており、栽培指導、技術指導を受けられること、販路の確保も既にできているため、営農の定着が期待できる。

続きまして、2、審査の概要です。

この審査は、平成28年4月に改正通知されました「営農型太陽光発電設備などについての転用許可制度の取り扱いについて」に従って確認したものととなります。

審査項目につきましては、左記載のとおりになります。

申請内容は、さんから提出された申請書類に基づき掲載しています。これに対しまして、松本市農業委員会の判断として記載しましたのが、一番右側の列になりますので、ご確認いただきたいと思います。

まず、営農の適切な継続ということですが、日照量が減少しても、下部農地における単収が2割以上減少しないということの確認をするものです。

太陽光パネル、遮光ネット、ふたの利用により栽培に適した2万ルクス以下に抑える調整ができることを提出データにて確認しております。

現在の栽培状況につきまして、不良率というのが、実際地区、ほかの地区では、全体のケースに比べて2割ほど生育不良が発生するようですが、こちらのさんのところは、今までの栽培状況では1割程度にとどまっているというような提出資料をいただいております。

続きまして、栽培作物の転換状況です。

こちらは、点間前の作物より所得が減らないことというのが条件となっております。こちらにつきましては、まずこの水田所得の数字ですが、農林水産省発行の農業経営統計調査、平成27年個別経営の営農類型別経営統計から試算された数字となっております。実際のさんの収入につきましては、ここ3年間貸し付けを行っていたため、収入がありませんので、減少することはないと判断できます。

次のページをごらんください。

支柱の構造、最小限の面積、それから空間の確保、あと下に行きまして、撤去に必要な資力、信用等、それから電力連携契約の見込みにつきましては、それぞれ提出いただきました書類のほうで確認をさせていただいております。

また、真ん中の周辺農地への支障につきましては、前回、農業委員の皆さんにも提示させていただきましたけれども、緩衝帯を設けることで、周辺農地へのパネルによる日照の影響は軽微であると考えられる。パネルの角度及び高さから反射光などによる影響も少ないと判断できる。農薬・肥料などの使用もないため、周辺への影響もないということで判断をさせていただきました。

前回、上條萬壽登委員さんから、日影が出てくるのではないかとということでご指摘をいただきまして、これに対しまして、5月15日ごろから冬至までの松本周辺の太陽の高度、方位などから影の長さのほうをざっと計算をしましたところ、おおむね8時ごろから4時ごろまでは周辺のほうの民地に影が伸びることがないことが確認できております。それ以外のところにつきましては、限定的で、ずっと同じ場所が日影になることはありませんので、ほとんど影響ないように思われます。

あと、添付資料ですが、位置図、それから規定に基づいて出された営農計画書、それから営農の状況がわかるような営農計画の概要、生育環境の立面図、平面図、配置図及び販売計画で、最後に太陽光パネルの配置につきましてつけさせていただきたいと思います。

以上で営農型太陽光発電設備に係る概要となります。

阪本技師

続きまして、議案番号141号と農地法5条の規定による許可申請承認の件、第146号につきましては、同時申請案件ですので、あわせてご説明いたします。

さんと さんの共有名義で所有します波田 - に一般住宅の新築をするための一連の申請でございます。

議案番号141号、山形村にお住まいの さんが持ち分2分の1を所有します波田 - 、地目、台帳・田、現況・畑、413平米に一般住宅を新築する申請です。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、アルピコ交通上高地線波田駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当します。立地基準は農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

あわせて5ページをごらんください。

議案番号146号、波田にお住まいの さんが持ち分2分の1を所有します波田 - 、地目、台帳・田、現況・畑、413平米に一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。農地区分は、先ほどの説明のとおりです。

なお、4条各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、3筆、415.25平米になります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案番号139号につきましては、先ほど事務局説明のとおりでございます。取り下げとなりましたものですから、140号から審査をしていきたいと思っております。

それでは、議案番号第140号でございますが、地元の委員さんの意見ということで、それでは梓川でございます。古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員

今月26日に丸山委員と一緒に現地を確認してまいりました。今度申請していらっしゃる さんですが、今度、本格的にやるのは さんだと言われたんですけども、その さんに関しましては、以前笹賀に住んでいまして、商社に勤めていました。それで、今度高齢になったので、こちらに、来て、太陽光を利用しながらコケ栽培をするというお話だそうです。

それで、さんと さん、ご夫婦ですが、このコケ栽培にとっても意欲的であって、もう既にいろいろな方面で実験というか、作付の方法を考えているそうですが、それで、これ、夏場の遮光にはとても有効的で、太陽光の下でやれば日影ができていいなと思ひまして、今の時期のこの冬場にコケがどうなるのか、そのしみ上がりとかどうかはちょっと心配でしたの



で、それをお聞きしましたら、今、写真にありますように、ブルーシートで囲って、下は白いビニールで囲いをされております。それで、手前のほうには寒冷紗をかけたものと、それと普通のマットみたいなものをかけたものが二通り用意してありまして、寒冷紗のほうは、やはりしみ上がっていました。それは一応、しみが解けたときに押さえて、もとを直すようです。

それで、今、事務局で持っている写真が出荷するときの状態だそうです。今、冬眠状態であって、しみが解けましたら、元気が出て、活性化されるという状態になっていました。

それで、今までは太陽光でしたら、営農型といっても、売電が目的で、全てそれを設置してしまえばこっちのものだというような考えが多かったと思われませんが、これは太陽光を利用して、なおかつコケ栽培にもとても意欲的であって、このお二人からお話を聞きましたが、今まで常任会議でもいろいろお聞きしましたが、そういうものとは全く違って、自分としてきちんとした方向性もできていますし、やる気も十分であって、これはとてもすばらしい発想ではないかと思えます。

皆さんがこれを大きく広げていって、コケばかりつくっちゃうかなと思うんですが、前向きな姿勢であり、今後これはぜひ成功していただきたいなと思った案件でございます。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、丸山敏郎委員、お願いします。

丸山委員                今、古沢代理が申されたとおり、目的は遮光ということであって、売電とかそういうこと以外に、大変熱心にコケのことを勉強していたご夫婦でございます。ぜひとも認めてやって、なおかつこれが成功してもらうように努力してくださいと言ったら、頑張りますと言っていましたんで、認めてあげたい。いいかと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長                    はい、どうぞ。

古沢委員                それから、これからはこういう営農型のソーラーのパネルの設置が各方面で申請が出てくると思いますが、申請するに当たっては、事前に相談を受ける窓口をつくっていただきたいのと、進行中に、何年かの間に継続していくわけですが、途中で行き詰ったときには、きちんと相談を受けるような窓口をつくっていただいて、ぜひそれが成功していただくような方向に持っていけるような状態にしていったらいいかなと思っておりますが、今後よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、他の委員さんで、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

                              ちょっと私のほうから、1点ほどひっかかるのは、一時転用で、3年間と

いう期限がここに書いてありますが、成功してずっと続けてもらえれば、それにこしたことはないですが、もしもの場合には、これ、ちゃんと撤去して、もとどおりにしてもらえるか、ちょっとこの辺が疑問だけれども、どうだい。

長田主査

この営農型太陽光の条件というのは、目的どおり達成できなければ、場合によっては撤去をする。または、更新のときに、営農型と認められなかった場合には撤去をすることが条件となっております。そういったところから、この申請をするに当たりますとは、撤去費用の資力もきちんとあるかどうかを確認するというようなことになっております。

ただ、現実的に、本当にそういうふうに行っている事例があるかどうかと言われると、営農型太陽光が着目されたのがまだ日が浅く、具体的にそういう事例はありませんので、正直何とも言えません。

ただ、いずれにしても、条件が整わなかった場合には、撤去を求めることが基本ですし、それは申請時には必ず説明をして、確認をしております。

以上です。

議 長

ああ、そうですか。

はい、どうぞ。

菅野委員

その場合にあれかね。一時転用ということで、例えば誓約書みたいなものはつくるということは考えていない。必ず戻すということで、農地に。

長田主査

誓約書までは、提出資料としては求めてはおりません。

菅野委員

では、あってもないようなものだね。

長田主査

そのかわり、3年ごとに見直すというものです。

菅野委員

やめる際の誓約書なんかあっても不思議はないと思うが。

齋藤係長

議長いいですか。

議 長

どうぞ。

齋藤係長

営農型太陽光、特別なものと考えていると思いますが、あくまでも通常の転用、一時転用なので、砂利採取だとか、資材置き場などと同じ一時転用の扱いですよね。砂利採取等、他人様の土地を使う申請については、復元の誓約書をお願いしております。今回は4条で、ご自身の農地で営農型ができなくなったという判断になった場合です。当然撤去してもらおうこととなりますが、まんがいち撤去しないということになれば、違反転用物となりますので、今度は違反転用の指導となります。当然罰則規定もあります。

ですから、営農型に限ってと言うことでなく、一時転用もそうですし、通常の転用であっても、転用許可後、計画どおり着工できない、または、目的以外の転用をしている等についても同様の取り扱いになるかと思いますので、ご確認をお願いします。

議長 はい、どうぞ。

上條（英）委員 発電事業者が、さん個人じゃなくして、第三者がいれば、2,000枚だかのものを張りめぐらして、億というか、数千万になるかわかりませんが、それだけのいわゆる出費になるわけですね。これが個人で賄い切れればいいけれども、そういうものまで確認されていますか。

長田主事 これをやるに当たりましては、全ての資金計画、それに伴って、見積書だとか、提出していただきまして、今回はあくまでもさんの受ける融資で、融資証明の形でいただいておりますので、お願いします。

議長 ほかにございますか。  
はい、どうぞ。

古沢委員 補足と言ってはあれですが、いつも常任会議でもこのような案件がたくさん出てまいります。それで、書類さえできて、完璧にできていけば、それは必ず通ってしまいます、今回の場合は、書類の内容もしっかりしておりますし、事務局のケアもとてもすばらしくて、失敗しないようにきちんと確認をしてつくられていると思いました。

これからもこのように確認をして、成功していくような方向に持ってくるような書類の作成をやっていただけたら、皆さん失敗しないでやっていけるかな。今回はすばらしい申請書ができたと思って、とても感心いたしました。

菅野委員 1ついいかいね。営農型で3年の期間更新、3年たったときに、だめだよという危険がありながら、チェックがなされてなければ、入り口ばかり考えたってだめだよ。3年の更新時にどうなったかというのをやっていかないと。

古沢委員 そうですよ。先ほども申し上げましたけれども、こういうものはやっぱり経過していく時点でどうなっていくか追っていかなくちゃいけないと思います。だから、最初の計画がすばらしいからといって、何年後には失敗していくという例もありますから、年度ごと、毎年それは経過を確認して、きちんと把握して、進めていかななくてはならない。これからはそういうふうにしていったほうがいいと思います。

議長 どうぞ。

長田主査 実は、この営農型太陽光につきましては、毎年2月に状況報告、それぞれの営農の状況報告を提出してもらうというのが義務づけられています。これまではやっぱり事例がなかったものですから、提出はいただいていますけれども、そのまま県に報告するだけでした、今回こういったやっぱり定着してきた、これからどうやっていくかという、そういういろいろなものが出てきたものを受けまして、今後、毎年こうやって状況報告を出してもらった後に、協議事項として、この場でその状況報告を出させていただこうかと思えますけれども、いかがでしょうかね。

岡村委員 結局納税猶予申請と同じように追跡確認をやらなければいけないということだよな。

菅野委員 これ自体を反対するわけじゃない、そういった事情等を踏まえて、そういう対応をしておいたらどうだということ。

それと、もう一つは、説明書の一番下のところに、以前は水稻を作付していたが、ハイゴケを行う前3年間は貸し付けをしていたため、農業収入はゼロという考えだね。この考えはちょっとおかしいじゃないかと思う。

この人が、やらないでほっといて、今まで3年間収入ゼロだったから、何やったって収入が上がれば、いいじゃないかって、こういう考えだよな、早い話。これはおかしい。借りている人は、3年間つくっていて、ここでどのぐらいのものを上げたというものがなきゃいけないと思う。

長田主査 いいですか。すみません。一応、その中で比較として、ここに、申請内容のところに、全国の統計から基づきました通常の作物転換前というところで、水稻で15万2,000円を挙げさせていただいておりますので、お願いいたします。

議長 上條さん。

上條(信)委員 今説明あったように、ここでいろいろな議論するというよりも、地元でも期待しているということの中で、二、三年後のチェックなりということに、どうするかということにやはり視点を向けないと、これ、許可するの、しないのということは、初めからこんなところで本当にやっていいのかという、地元でも期待している、それで、今の心配する要件を言うなら、事例も既にある。ぜひとも皆さん方、そこへ行って、経験を積んだらいいと思う。私が紹介されたときには、これ、上條委員、どうしたらいいですかねって、実際聞かれた。その後にこれを見せられて、ああ、これはすばらしいねっていう判断をしたが、その前に今、古沢さんたちも困っている問題、最初の事例がありますんで、これは我々の農地部会として、本当にいいのかどうかって、そこでちょっと鍛えてみたらどう。

最初にまずい事例があったから、そういうことになっちゃった。

古沢委員 失敗した事例

上條（信）委員 失敗したというふうに判断するのか、もっと進んで、撤去までしなさいということをごここで本当にやるつもりなのか、そういう事例がもうあるから、そこへ行って、松本市農業委員会農地部会は、ここでこの事例に基づいてこういう判断をしたという実例が、もう既に のすぐ近くにあるから、営農型で許可されて、そこが出発点じゃないの。

古沢委員 そうですね。

議長 よろしいですか。  
ほかにご意見等ありますか。  
はい、どうぞ。

上條（英）委員 ちょっとお聞きしますけれども、この方は、お二人とも50年、40年農作業をやっているということは、年齢的には。

長田主査 歳です。ご主人が 歳でした。

上條（英）委員 後継者はいましたかね。

長田主査 はい。後継者がこの事業を提案しておりまして、やっぱりもうかる農業を目指したいという中で、自分も一緒に協力していくということでお話いただいております。

古沢委員 さんのご両親は をやっています。  
この さんは、 に住んでいましたが、その方がこちらに帰ってきて始めるということで、また共同経営者も専門の方、若い方が、ちょっと現地確認のときに見えていましたが、その方も入って一緒にされるそうです。  
今、既に何か中国からコンテナ1つくらい輸出してくれないかという注文が来ているけれども、コンテナ1つは無理なので、なるべくそれに追いつくように努力したいというようなお話をされておりました。  
以上です。

議長 どうぞ。

青木委員 コケに使う水は井戸でしたっけ。

長田主査 井戸です。

議長 それでは、3年間という期限後には大いに期待をするということで、意見等も出尽くしたようですので、集約したいと思います。  
議案番号第140号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第141号でございますが、これは先ほど申しましたように、146号ですか、5条の。それもあわせて地元の意見ということで、波田でございますので、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 さんは、波田から へ養子に行かれまして、子供さん、お孫さんで大家族ということで、この間現地確認に行ったところ、雪で、ちょっとはっきりは見えませんでした。これ写真の西のほうが住宅地帯になっていて、ここがちょっと荒廃になっていまして、荒廃対策にもここでうちを建ててもらえばいいかなという感じもしまして、あと少し周りに田んぼはありますけれども、別に支障がないというぐあいに見てきましたので、よろしく願います。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんどちらか。古沢代理、お願いいたします。

古沢委員 今、森田さんがおっしゃったこととほとんど同じで、雪がなかったら、草ぼうぼうで大変だっただろうな。白い雪の下に何も見えないという感じ。そこにできても、ほかに支障がないので、許可してもよいのではないかと判断してまいりました。よろしく願います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第141号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第142号から146号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件につきまして上程いたします。

なお、議案番号第146号につきましては、ただいま質疑も終了しておりますので、集約のみ行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

阪本技師、長田主査、お願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の4ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第142号、島内にお住まいの さんが所有します島内

、地目、台帳、現況とも田、2,685平米外3筆、計4筆、9,655平米、島内にお住まいの さんが所有します島内 - 、地目、台帳、現況ともに田、387平米外4筆、5,621平米、計9筆、1万5,276平米を島内にあります が砂利採取として一時転用する申請です。期間につきましては、許可日から1年間です。農地区分につきましては農振農用地で、農政課と協議済みでございます。立地基準は農地法施行令11条第1項第1号、一時転用であり、農振計画に支障のないものに該当しますので、問題ないと判断できます。

長田主査

続きまして、議案番号第143号、今井にお住まいの さんが所有します今井 - 、地目、台帳、現況、畑、711平米に南原にあります が建売住宅2区画を新築する申請です。所有権移転を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、松本市役所今井出張所と今井小学校から500メートル以内に位置し、上下水道埋設の市道に接しますので、第3種農地と判断しました。3種農地のため、原則許可となります。

続きまして、5ページをごらんください。

議案番号144号、笹賀にお住まいの さんが所有します野溝西丁目 - 、台帳、現況ともに田、370平米に小屋南にお住まいの さんが農家分家を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。農振除外が平成29年7月31日に行われています。農地区分につきましては、芳川出張所から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断しました。3種農地のため、原則許可となります。

阪本技師

続きまして、議案番号第145号、中山にお住まいの さんが所有します中山 - 、地目、台帳、現況ともに畑、2287平米外2筆、計3筆、436.38平米に筑摩にお住まいの さんが一般住宅を新築する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則33条4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えられます。

146号につきましては、先ほどご説明しましたので、割愛させていただきます。

なお、5条各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、5件、15筆、1万7,206.38平米になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案番号第142号でございます。島内でございますので、菅野委員さんから地元の意見をよろしくお願いいたします。

菅野委員 23日に地元の委員3人で現場を見に行きまして、砂利採取で一時転用ということで、何ら問題はないかということで見えてまいりました。お願いします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。よろしくお願いいたします。

古沢委員 これは のところを西のほうに行きまして、東側です。広く広がった水田地帯ですが、ここで砂利採取をしても何も問題ないということを確認してまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
本件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、議案番号第142号につきましては原案どおり承認するものと決定されました。

それでは、続きまして議案番号第143号でございますが、今井でございますので、上條委員さん、よろしくお願いいたします。

上條（英）委員 現地は、今井の集落の中ですが、先ほど出張所から500メートル以内というような話もございましたが、土地の周りは全部家に囲われていまして、ただ、西側のほうの道路の部分は家がないというだけのところでございます。現在、雪がかぶっていますが、話を聞いたら、本人はもう足腰が痛くて、農作業はとてできないということで、この土地は近隣の方に貸して、ネギなどの家庭菜園みたいな形で使っているようでございます。



本人も、そういう形で農業をできないので手放したいという中で、近隣の皆さんに貸してあったんですが、返してくださいなんていうお話をしたら、承諾をしていただいたというふうなことで、隣とも近隣ともトラブルなく譲与できるんじゃないかなというふうに思います。

本人、先ほど言ったように、農地として使えないということになれば、耕作できないとなれば、やむを得ないというふうに考えますので、承認をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、丸山委員さん。

丸山（敏）委員 今、上條委員さん申されたとおり、住宅に囲まれたところで、隣、西側にお墓があるだけで、あとみんな住宅に囲まれた土地でございますので、何ら問題ないかと思えます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第143号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第144号でございます。野溝でございますので私のほうから。

場所的には、松本の笹賀地区で、奈良井川の東側です。それで先ほど話がありましたように、すぐその東のほうには芳川の出張所、体育館、その東には芳川小学校がございまして、写真では、田んぼに雪かけてあるところが道路ですが、その道路のこっち、右側には住宅があります。それで、この道路から東側は芳川の野溝です。それで、この道からこの今の赤い線のところは笹賀だそうでございます。私も、こんな向こうまで笹賀の土地があると思いませんでしたが、この東側の方の新宅みたいですが、それで町会のほうは野溝のほうの町会に入るということで、東のほうはずっと田んぼです。そのちょっとこっち側に建物、写真では見えませんが、そんな場所ございまして、そういう場所でございますので、農地とは言いますが、住宅地や大きい施設がある近くでございますので、仕方がないかなというふうに私のほうは見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、丸山委員さん、お願いいたします。

丸山委員 今、説明されたとおりでございますけれども、農家分家ということで、該当するうちを建てられる土地がここしか、下水の近くとか、いろいろ条件がそろわないということで、ぜひ認めてほしいということでございますので、認めたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第144号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第145号でございます。中山でございますので、太田委員さん、地元の意見をお願いいたします。

太田委員 この案件は、前回、前々回か、11月か10月くらいに出て、地元の住民の方から反対に遭いまして、それで廃案になったその土地です。それで、申請者の さんも 歳ということで、もう耕作もできないということで、土地を売りたいということで、たまたま住宅用ということで、希望されている方がみつきり、お売りをしたいと。地元からも、住宅用なら仕方がないじゃないかということで、町会の了解も出ていますので、問題ないかなと思っています。  
以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、古沢代理、お願いいたします。

古沢委員 主要道路からちょっと入った細い道の両サイドにあるところなんです、周りも住宅が建たっております、住宅が建てられても何も影響がないかなと思って確認してまいりました。よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長            それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
                  議案番号第 1 4 5 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の  
                  挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
                  それでは、次に議案番号第 1 4 6 号でございますが、既に説明及び質疑等  
                  は終了されておりますので、直ちに集約したいと思います。  
                  議案番号第 1 4 6 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の  
                  挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
                  続きまして、議案番号第 1 4 7 号、相続税の納税猶予の適格者証明願承認  
                  の件、1 件につきまして上程いたします。  
                  それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
                  大内主査、お願いいたします。

大内主査            お願いします。  
                  それでは、議案書の 6 ページをごらんください。  
                  相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件です。  
                  議案番号は第 1 4 7 号です。相続人は並柳にお住まいの                    さんです。  
                  特例を受ける農地ですが、並柳 丁目                    -                    、地目、台帳、現況とも  
                  に畑、8 5 平米外 1 筆、合計 2 筆、計 5 2 4 平米につきまして適格者の承  
                  認を受けるものです。  
                  以上 1 件です。よろしく申し上げます。

議 長            それでは、議案番号第 1 4 7 号につきまして、地元の農業委員さんの意見  
                  ということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員            並柳の                    の隣のところです。ここに書いてありますように                    と  
                  書いてございますが、皆さんご承知でございまして、その                    さんで  
                  ございますが、この方は今、                    の                    をやっていますが、私も時々行  
                  っては、この畑が気になって見ていたが、昔からきれいに野菜をつ  
                  くっております、この                    さんも、何かお休みには一生懸命やっている  
                  ようで、あと 2 年くらいで定年になるようですけれども、一生懸命やっ  
                  ていますので、特に問題ないと思って見てまいりました。お願いします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、集約したいと思います。  
議案番号第147号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第148号から151号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。  
それでは、議案書の7ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。  
議案番号第148号ですが、元町にお住まいの さんが元町 丁目  
、地目、台帳・田、現況・畑、128平米外2筆、合計3筆、1,639平米につきまして承認を受けるものです。  
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成20年5月30日から開始しています。  
続きまして、議案番号第149号です。筑摩にお住まいの さんが筑摩 丁目  
、地目、台帳・田、現況・畑、234平米外1筆、合計2筆、1,523平米につきまして承認を受けるものです。  
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成26年4月17日から開始しています。  
続きまして、議案書の8ページをごらんください。  
議案番号第150号です。岡田伊深にお住まいの さんが岡田伊深  
、地目、台帳、現況ともに畑、206平米外6筆、合計7筆、5,126.83平米につきまして承認を受けるものです。  
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成26年4月24日から開始しています。  
あわせて、岡田伊深 外1筆、合計2筆、2,386平米につきましては、特定貸付を行っています。特定貸付期間は平成26年12月26日から平成30年1月31日までです。  
続きまして、議案書の9ページをごらんください。  
議案番号第151号です。梓川梓にお住まいの さんが梓川梓

、地目、台帳、現況ともに田、2,859平米外13筆、合計14筆、2万8,906平米につきまして承認を受けるものです。

なお、さんの相続税の納税猶予は平成11年4月23日から開始をしています。

あわせて、梓川梓 外3筆、合計4筆、1万408平米につきましては、特定貸付を行っています。特定貸付期間は平成28年4月1日から平成30年1月31日までです。

以上4件です。よろしくお願いします。

議長 それでは、議案番号第148号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いいたしますということで、旧市ということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 女鳥羽川沿いのところにある畑ですが、3年前に行ったときと全く変わってなくて、雪が降っていますんで、ずっと真っ白ですけども、南のほうにハウスがあって、それから北側のほうはずっと雪がありますが、雪の量が少なく、畑作をした跡、畝がずっと、縦横にずっときれいに入っていましたので、間違いなく耕作をしているという確認をしてまいりました。

ちなみに、あれからもう3年たったかなということで見てまいりました。以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第148号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号第149号でございます。これも市内ということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 筑摩神社の近くのところの さんのお宅で、自宅の裏にある畑でございます、さんが耕作しており、私も畑に行っては一緒にご指導したり、要は松本一本ねぎの種を中心にしてつくっておるところで、特に問題ございません。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第149号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第150号でございます。岡田でございます。岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 場所は、信大前の道をずっと行ったところの六助というところであります。この方は、定年されまして、今は農業一本ということで、この、それから、この2筆は、野菜でカボチャだとかホウレンソウだとか、そういう野菜をつくっております、それから、の田んぼと畑になりますが、ソバ、それから麦を集団転作で去年はつくられました。あと、とその隣ですけれども、畑ですけれども、これはさんがソバを作付されました。そして、とですけれども、これは野菜で、レタス、ネギ、白菜等を昨年作付されまして、冬起こしが終わっております。  
その次の特定貸付を行っている旨の証明願ですが、これはさんにこのとを耕作してもらおうということで、特定貸付しているという内容です。  
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第150号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第151号でございます。梓川でございます。

古沢代理から地元の意見をお願いいたします。

古沢委員                    さん、今、主に耕作されているのは息子さんです。所在地の                    から                    までは特定貸付になっておりまして、水田を貸し付けているよう  
です。                    -                    からずっと田、あと畑になっていますが、これは全て  
リンゴが植えてありまして、雪の中でもリンゴの木が立たっております。  
それで、                    -                    は、ブルーベリーとか桃とか、いろいろ多様な果物  
が植わっております。この                    さんという方も、畑の作業をととてもよくさ  
れる方で、一生懸命やっているかなと思います。よろしくお願いいたしま  
す。

議     長                    それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議     長                    それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第 1 5 1 号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議     長                    全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、次に報告事項に入りたいと思います。  
事務局より説明をお願いいたします。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査                    それでは、議案 1 0 ページからの報告事項です。全て書類等完備しており  
ましたので、事務局長専決事項により処理しました。よろしくお願いま  
す。

それでは、1 0 ページ、( 1 ) 非農地の交付状況の件、4 件です。1 1 ペ  
ージから 1 4 ページ、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の  
件、2 7 件です。1 5 ページから 1 6 ページ、公共事業の施行に伴う届出  
の件、3 件です。1 7 ページ、競売( 公売 ) 農地に係る買受適格者証明の  
交付状況の件、1 件です。1 8 ページから 2 0 ページ、( 5 ) 農地法第 3  
条の 3 第 1 項の規定による届出の件、2 9 件です。2 1 ページ、( 6 ) 農  
地法第 4 条の規定による届出受理の件、2 件です。2 2 ページから 2 5 ペ  
ージ、( 7 ) 農地法第 5 条の規定による届出受理の件、2 1 件です。

以上報告します。よろしくお願います。

議     長                    それでは、今の報告事項につきまして質問等がありましたら、お願いいた  
します。

[ 質問、意見なし ]

議長            それでは、ないようでございますので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり了解いただきたく、よろしく願いいたします。  
                  それでは、続きましてその他について、事務局より説明をお願いいたします。  
                  長田主査、阪本技師、お願いいたします。

長田主査            すみません、1つ皆さんのほうに周知しておきます。  
                  情報提供ですけれども、今、村井町南のところでは4ヘクタール以上の農地転用の申請相談がありますのでご承知おきください。  
                  内容ですけれども、                  が                  等の練習用グラウンドがどうしても欲しいということです。農地につきましては、1種農地、農振農用地ということで、なかなか場所が決まらないような状況ですけれども、今、候補地として、村井町南の                  の北側のところに10ヘクタールほどの一団の農地があるわけですけれども、そのうちの北半分を計画したいということで、今、相談が上がっております。  
                  そこに実際やるかどうかということ、あとどういう段取りでやっていくかどうかということは、今後、都市政策課等、担当課との調整になりますけれども、一応ご承知おきいただければと思ひまして、お願いいたします。

議長            ただ今情報提供がありました。皆さん、あの辺通ったら、ちょっと注目してもらって、何か動きがありましたら情報の共有に努めてください。

阪本技師            それでは、来月の日程につきましてご確認をしたいと思います。  
                  来月の部会につきましては、2月27日火曜日、午後3時から、場所はMウイングの会議室になります。  
                  次回の農地転用の現地調査は、2月20日火曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、2番の青木秀夫委員さん、6番、上條英一郎さんですが、ご予約いかがでしょうか。

両委員            大丈夫です。

阪本技師            それでは、よろしく願いします。

議長            それでは、お二人の委員さん、よろしく願いいたします。  
                  それでは、続きまして議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第152号でございます。農用地利用集積計画の決定の件につきまして上程いたします。  
                  本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。



それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の9ページをごらんください。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第152号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、108筆、17万7,645平米で、内訳は、貸し付けが56人、借り入れが36人でありました。円滑化事業分は、134筆、26万3,561平米で、内訳は、貸し付けが82人、借り入れが54人でありました。利用権の移転は、7筆、9,730平米、所有権の移転は、11筆、2万6,429平米、第18条2項6号関係は、1筆、2,432平米、農地中間管理権の設定は、46筆、7万5,728平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。

議案番号第152号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定するものといたします。

それでは、続きまして議案番号第153号について、農業振興部会長より内容審査報告をお願いするわけでございますが、農業委員会等に関する法律第24条によりまして、伊藤委員には退席をお願いいたします。

( 伊藤委員退席 )

議長 それでは、農業振興部会長、よろしくをお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の10ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第153号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分は、5筆、826平米で、内訳は、貸し付けが1名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。  
議案番号第153号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。  
それでは、伊藤委員さん、お戻りください。

( 伊藤委員入室 )

議長 それでは、続きまして議案番号第154号につきまして、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、先ほどと同様に、委員に関係する案件でありますので、森田委員さんには退室をお願いいたします。

( 森田委員退席 )

議長 それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく10ページをごらんください。  
続きまして、農業振興部会において、議案第154号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。  
円滑化事業分は、1筆、3,227平米で、内訳は、貸し付けが1人、借入が1人でありました。  
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。  
議案番号第154号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
森田委員さん、ご入室をお願いいたします。

( 森田委員入室 )

議 長            それでは、続きまして議案番号第 1 5 5 号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

                 これも、本件は農業振興部に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

                 農業振興部長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部長    1 2 ページをごらんください。

                 同じく農業振興部において、議案第 1 5 5 号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

                 農用地利用配分については、5 2 筆、8 万 3 , 3 8 1 平。

                 以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長            ありがとうございました。

                 それでは、農業振興部長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約していきたいと思えます。

                 議案番号第 1 5 5 号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

                 それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

                 議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会        赤羽農地部会長代理

農地部会長

議事録署名人    2 0 番

議事録署名人    1 番

平成30年1月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成30年1月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年1月31日(水)午後3時37分から午後4時57分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 25人
- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 田中  | 悦郎 |
| 3番  | 三村  | 和弘 |
| 4番  | 荒井  | 和久 |
| 5番  | 伊藤  | 素章 |
| 6番  | 竹島  | 敏博 |
| 7番  | 百瀬  | 芳彦 |
| 8番  | 波場  | 秀樹 |
| 9番  | 窪田  | 英明 |
| 10番 | 前田  | 隆之 |
| 11番 | 丸山  | 寛実 |
| 12番 | 忠地  | 義光 |
| 13番 | 橋本  | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬  | 文彦 |
| 15番 | 上内  | 佳朋 |
| 16番 | 細田  | 範良 |
| 17番 | 百瀬  | 秀一 |
| 18番 | 竹内  | 益貴 |
| 19番 | 小林  | 弘也 |
| 20番 | 小松  | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野  | 徹  |
| 24番 | 百瀬  | 貞雄 |
| 26番 | 金子  | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川  | 和宏 |
- 4 欠席委員 3人
- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 2番  | 萩原 | 良治 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 9番 窪田 英明 委員  
10番 前田 隆之 委員  
〔書記〕青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 その他

11 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	耕地林務課	課 長	矢島 頼義
	〃	課長補佐	松澤 亨
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	課 長	石川 善啓
	〃	課長補佐	二木 昭彦
	〃	係 長	中田 浩昭
	〃	主 査	上條 裕之

12 会議の概要

議 長 それでは、協議事項に入ります。  
協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前内容審査を付託された議案第152号から議案第154号について審査を行うものです。  
初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について、事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
青柳主事。

青柳主事 それでは、お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。  
今回の議案に載っている新規就農者について説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。  
それでは、議案の13ページをごらんください。  
今月、新規就農者は2名おりますので、それぞれご紹介いたします。  
まず、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。居住地並びに農地の所在地は寿、ご年齢が38歳、栽培予定品目は水稻ということでお話をちょうだいしております。それから、経営規模につきまして24アール、農業従事予定人数は1人ということで、ご本人のみとなります。就農の目的につき

ましては、自家消費を中心とした農業となります。ご本人はJAの職員で農業に関係されていた方であり、今後のご意向としまして、地区の農業の後継者として、若手の担い手となるように努めていくとのこと。議案につきましては、本議案の1ページの15番になりますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして整理番号2番、〇〇〇〇〇〇になります。所在地区につきましては芳川、農地の地区につきましては今井になります。栽培予定品目は加工トマト、それから経営規模につきましては24アール、農業従事予定人数につきましては2名になります。就農の目的につきましては、トマトの育種及び栽培試験を実施することです。また、農業経験ですけれども、過去に試験場で20年ほどトマトの栽培実績があります。なお、補足になりますけれども、今回栽培試験のために借りるので、出荷等は一切行わず、収穫物は全て廃棄するというお話をしていただいております。また、農業に必要なトラクターや動力噴霧器、倉庫、ハウス等は保有しており、今回、会社としての利用権設定が初めてでしたので、新規就農として出ております。農地所有適格法人ではございませんので、解除条件付きの利用権設定になります。それから、今回の栽培試験等によって得られた技術や情報につきましては、契約農家等への栽培指導や加工トマトの維持、発展に役立てることです。議案につきましては、7ページ、18条第2項第6号関係の利用権設定の部分になりますので、よろしくお願いいたします。新規就農の説明につきましては以上になります。

議長

ありがとうございました。

〇〇〇〇〇〇の関係ですが、先日、農場で作業されるお二人の方から内容についての報告が私にありました。記載のとおりでありましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

今回、集積計画の議案は3号に分かれています。一括して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、3ページをごらんください。

協議事項1、議案第152号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

特記事項がございますので、5ページをごらんください。

5ページの円滑化事業分、50番、小屋南の圃場ですが、借受人の〇〇〇〇さんの経営面積がゼロ平米となっております。この方は平成24年12月1日からこちらの圃場の利用権設定を受けておりまして、耕作地はこの圃場のみでしたが、平成29年11月30日に契約が切れ、再設定までに少し期間があいてしまったため、ゼロ平米となっているものです。新規就

農届等は1回目の利用権設定時に提出されておりますので、新規就農者ではございません。

では、合計欄にまいりますので、9ページをごらんください。

合計欄読み上げます。

一般分、筆数108筆、貸し付け56人、借り入れ36人、面積17万7,645平米。

円滑化事業分、134筆、貸し付け82人、借り入れ54人、面積26万3,561平米。

利用権の移転、7筆、貸し付け4人、借り入れ3人、面積9,730平米。

所有権の移転、11筆、貸し付け7人、借り入れ3人、面積2万6,429平米。

第18条2項6号関係、1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,432平米。

農地中間管理権の設定、46筆、貸し付け21人、借り入れ1人、面積7万5m728平米。

合計307筆、貸し付け171人、借り入れ98人、面積55万5,525平米。

当月の利用件設定(全体)のうち、認定農業者への集積、筆数184筆、面積35万7,529平米、集積率は78.86%となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

議案第153号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

一般分のみとなっております。

合計だけ読み上げます。

筆数5筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積826平米、認定農業者への集積はゼロ%となっております。

続きまして、議案第154号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

円滑化事業分のみとなっております。

合計、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,227平米、認定農業者への集積は100%となっております。

協議事項1については以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お出し願いたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議長 なければ、ほかの委員の方で何かご質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

百瀬さん。

百瀬(芳)委員 すみません、4ページの8番、賃借料が極端に高いですけど、何か理由が



ありますか。それから、先ほどの〇〇〇〇〇〇も、ほかと比べると高いですけれど、こちらも何かありますか。

議 長 　　　　　　では、百瀬さん。

百瀬（貞）委員 　　４ページの島立の圃場ですけれども、これはハウスでキュウリをつくっていた方から、ハウス５棟も含めて借り受けていますので、こういう数字になっております。

議 長 　　　　　　ありがとうございました。  
　　　　　　　　　　では、川嶋さんから、〇〇〇〇〇〇の件をお願いします。

川嶋（農政課） 　　〇〇〇〇〇〇の賃借料についてですが、こちらは１０アール当たりというふうに書いてありますが、年額で幾らかというのが決まっています、それを面積で割り返すと記載されている金額になります。特に間違いではございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 　　　　　　よろしいですか、百瀬さん。

百瀬（芳）委員 　　年額を面積で割ったということは、もともとの金額が高いということですよ。会社だから、高くてもよかったということでしょうか。

議 長 　　　　　　私は現場が近所なのでわかるのですが、会社の試験栽培圃場として使うので、農地をかなりいじるんですよ。そういう営みをするので、金額も高めにしてあるという解釈かと思いますが、よろしいですか。

川嶋（農政課） 　　はい。

議 長 　　　　　　では、そういうことをお願いしたいと思います。

波田野委員 　　　　それで、こういう特別金額のものは除かないといけませんよね。金額の平均をとる時に、平均額が上がってしまいますから。極端なものは平均をとるときに考慮していただいたほうがいいです。

北川委員 　　　　　委員総会で扱った、市の賃借料の情報のところに最高額がありますよね。そこへこういうものが出てくるとおかしくなるので、例外として扱わないといけないかと思います。よろしく願いします。

議 長 　　　　　　板花補佐、いいですか、そこは。

板花局長補佐 　　　　極端に高いものは、除外して計算しておりますし、来年もそういう考えで行きたいと思いますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。  
ほかにどなたか。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、集約したいと思います。  
議案第 152 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 152 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、議案第 153 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 153 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、議案第 154 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 154 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、協議事項 2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第 155 号審査を行うものです。  
それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋です。引き続きよろしくをお願いいたします。  
着座にて説明させていただきます。  
11 ページをごらんください。  
協議事項 2、議案第 155 号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。  
合計欄だけ読み上げますので、12 ページをごらんください。

合計、筆数 5 2 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 2 人、面積 8 万 3 , 3 8 1 平米。

当月の利用件設定（中間管理権設定）のうち、認定農業者への集積、4 7 筆、面積 7 万 4 , 0 0 8 平米、集積率は 8 8 . 7 6 % となっております。

協議事項 2 については以上になります。

議 長

お疲れさまでした。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長

なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第 1 5 5 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 1 5 5 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

以上で議事を終了いたしますが、そのほかで何か委員の方からご意見、質問等ございましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ありがとうございました。

これで議案終了いたします。

それでは、続きまして 8 番、「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換を行います。

それでは、資料の確認を青柳主事からお願いします。

青柳主事

今回、悪条件農地対策の資料になりますけれども、こちらの資料がお手元にはない方はいらっしゃいますでしょうか。

小林会長と竹内委員さんですね。ほかの方は大丈夫ですか。

ありがとうございます。

議長 お待たせしました。それでは、3回目になりますが「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換を行います。

11月から意見交換を行っておりますが、今月も引き続き意見交換をしていきます。今月は、農林部耕地林務課と西部農林課から課長と課長補佐、係長、主査の皆さんに出席をいただいております。

それでは、今月の趣旨を板花補佐からよろしくお願いいたします。

板花局長補佐 先ほど委員総会でも説明したとおりでございますが、今月は、悪条件農地対策について取り上げることにいたしました。

農業委員会は、担い手への農地を集積・集約化、遊休農地を解消ということで、農地の有効活用も含めて推進していく使命がございます。その中で、土地改良事業を活用しながら、受益者負担をできるだけ少なくし、耕作条件を改善して担い手への集積・集約化、そして遊休荒廃農地の解消に努めたいと考えているところでございます。ただ、国・県の事業に取り組む際は、中間管理機構を利用しないと補助が出ない仕組みに情勢が変化しつつあるという中で、今回は国・県の事業体系、それから要件、補助率、機構との関連も含めまして、基礎のところでは事業について教えていただく機会を設けさせていただきました。

本日、耕地関連を担当されている皆様からご教示いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。

それでは、矢島課長さんからご挨拶を賜ります。

矢島（耕地林務課） 皆さん、こんにちは。

本日は、お寒い中、また雪でお足元の悪いところを農業委員会総会並びに農業振興部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。さて、農業振興部会では、11月からテーマを設定して研修会、意見交換会を開催しているということで、敬意を表するところでございます。

この後、担当から具体的な説明がありますがけれども、国の動きとして、農地中間管理機構を通じて農地を集積し、農業の担い手に農地を集約する施策を推進しています。そのため、農家負担の要らない事業メニューも設定しているところですが、そういうメリットと引きかえに、事業を実施するにあたっては、大変厳しい条件も設定されています。研修会終了後、各地区の事情があると思っておりますけれども、それぞれの事情に合った事業があって、また農業委員の皆様のご尽力で、もし実施可能な事業があるとなれば、また後日担当に相談していただいて、市も一緒に県と相談していきたいと考えております。

本日は大変お疲れさまです。

議長 ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。

松澤(耕地林務課) 耕地林務課土地改良担当、松澤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明させていただきたいと思えます。

本日の研修テーマとして、近年、農業農村整備事業を行うにあたり、農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地を集積・集約化することが求められております。そこで、農地区画の整理拡大、農業用施設の整備更新等、耕作条件の改善を進めるための国・県の事業メニューについてきょうは説明いたします。

農村農業整備事業の実施にあたり、長野県では国の動向を踏まえ、農業水利施設等の長寿命化対策、農山村の活性化支援、担い手への農地集積につながる農地の条件整備、ため池等の防災・減災対策、自然エネルギーの活用に取り組んでおります。

1枚目の農業農村整備事業関係予算概算決定の概要をごらんになっていただきたいと思えますが、30年度概算決定額は、2段目の農業農村整備事業(公共)、これは従来の農業農村整備事業で昨年比104.1%と横ばいになっておりまして、新規事業の受け入れは大変厳しい状況となっております。3番目の農地耕作条件改善事業等(非公共)と書いてありますが、これが中間管理機構を活用した農地耕作条件改善事業にあたり、昨年比126.6%と伸びがあります。長野県では、従来の事業の予算確保が難しくなってきたため、国の動向を踏まえて、農地中間管理機構を活用した耕作条件改善事業にシフトしてきております。

2枚目、農地耕作条件改善事業をごらんください。国が進めているこの事業の採択のポイントは、農地中間管理機構重点実施区域等において、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定、基盤整備、営農定着に必要な取り組みを一括支援するとなっております。この事業の政策目標としては、中間管理機構を利用して担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう、農地集積を推進するとなっております。農地耕作条件の事業内容としましては、松本市土地改良区及び水利組合等が事業主体となる団体営事業もありますが、今回は国・県のメニューに絞って説明したいと思います。通常の県営事業の負担金は、国が50%、県が25%、地元が25%です。地元の25%のうち、市の補助金要綱で2分の1が市の負担となっているため、市が12.5%、受益者が12.5%となっております。それを踏まえた上で、中間管理機構を活用した県営の農地耕作条件事業について説明したいと思います。3枚目の資料になりますが、農地耕作条件改善事業というものがあると思えます。の区画整理、農地造成の事業についてですが、次の要件を満たせば、農業者の費用負担に当たる12.5%を国で負担するために、農業者の負担はゼロとなります。その要件というのは、事業対象農地全てに中間管理機構が設定されていること。これは土地改良法で既に定義されております。機構の借り入れ期間は、事業計画の公告日から15年以上ということです。事業完了後5年以内に担い手に集団化、集積・集約率を80%以上とすることです。あと、事業実施地域の収益が、事業完了後5年以内に高収益の

作物等に転換する等により、収益性を20%以上アップすることとなっております。この要件を満たせば、農業者の負担はゼロとなります。このほかに、一番下、2、実施要件とありますが、総事業費200万円以上、受益者数2名以上等とここに書いてありますが、そのほかに農地面積が10ヘクタール以上という条件があります。この事業の特徴としましては、土地の所有者への同意は求められておりませんが、事業に対する説明は行うこととなっております。また、国に事業を採択してもらうために、土地改良法に定義されている事業計画概要書の作成が必須になります。これは、通常の事業と同じく、この事業計画概要書の作成については、事業費の25%を農業者が負担しないといけないことになっております。上記以外の工種（用排水施設、農作業道等）の事業についてですが、事業を行うための地元負担は、通常の事業と同じく12.5%となっております。事業を実施するにあたり、中間管理機構の重点実施区域に指定し、農地中間管理機構との連携や地域内農地集積促進計画の策定を行います。その際に、事業完了から3年以内に計画をした年度の時点での割合により推進費を交付するものです。例えば、農地中間管理機構の設定割合が85%以上になれば、8.5%の推進費が戻ってきます。それにプラスして、担い手への集団化が8割以上できていれば、集団化加算が4%ふえるため、合計で農業者負担である12.5%の推進費を受けることができます。設定割合が結構低い感じで、55%以上で集団化できれば、5.5%の推進費が戻ってくるということです。今の2つが30年度の新規の事業になりますが、この2つの事業のほかに、農地中間管理機構を通して農地集積を計画的に実施する場合、右側の下側に書いてあります農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合として、農業者が自力施工を行い、活用した整備等にも事業として定額になりますが、助成することもあります。例えば、面積の小さい2つの田んぼのあぜを取って、担い手が利用する大きい田んぼにする等、こういったことで使っていただければと思います。

いずれの事業も、事業主体は県営事業でありますので、採択は県となります。あくまで地域として何を行いたいのか、地域全体の要望を聞かせていただきまして、事業の計画等を含め、長野県と調整してまいりたいと思います。

説明は以上になりますが、農業委員会の活動である農地利用の最適化の推進に役立てていただければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、基本的には、一問一答で、これはどうかということではなくて、こういうこともあるよということで、お互いに前向きな方向で行きたいと思いますので、そういった趣旨で発言をお願いしたいと思います。

まず、私からですが、中間管理機構を通せばこういうことがあるということですが、この中間管理機構を導入するために耕地林務課として何か営み

をされていますでしょうか。

松澤（耕地林務課） 今、お話のありました営みですが、あくまでもこちらは県営事業でありまして、この事業をやりたいけれどもという話の中で、当然県も含めて地元に入って、こういう形で中間管理機構に預けていただければ、これだけ安くなるよという説明はしていきたいと思っております。

議 長 それでは、波田野さん。

波田野委員 説明いただいた事業では、15年以上の中間管理権の設定とありますけれども、これまでは10年という設定で進めてきていて、そういう場所が事業を利用する場合には15年以上にしないといけないということですか。

松澤（耕地林務課） この中間管理機構による農地造成に対してだけ15年ということですよ。

波田野委員 なので、その地域でもしそういう事業をやる場合には、15年の契約をしていないと採択にならないということですね。

松澤（耕地林務課） そうということですよ。この区画整理、農地造成のゼロになるものについては、事業計画概要書を計画した時から15年になりますので、その前に権利設定してあったとしても、この事業をやるときにはもう一回15年で設定ということをお願いしたいと思います。

議 長 いいですか。

波田野委員 はい。

議 長 結局、中間管理事業を使うには、10年または5年という期間設定がありますが、この事業を利用する場合、15年に限定されるという理解ですね。いかがですか、それぞれ。  
では、小林委員。

小林委員 中間管理事業に8割の加入をしていなければ、この事業の採択にはならないということでありまして、今、波田野さんの言われたように、初めゼロでも、15年先にこの目標に達していればいいという話もあるわけですが、今、中間管理機構よりもJAとの保有合理化事業での貸借が大半を占めまして、中間管理機構をよく利用しているのは松本市だという話も聞きます。今回の説明で、中間管理事業に農家の人たちがシフトしてもらうような営みを耕地林務課ですると思っておりますけれど、そういうアピールはどうですか。

議 長 松澤さん。

松澤（耕地林務課） 今、県営事業で動いているものがありますけれども、県としましても事業をこれから行っていくにあたりまして、耕作条件でないとなかなか事業が進まないということで、その辺りは、農業者が何をやりたいかということの中で、実際やるところに対して、こういうふうによれば事業としては進みますよという営みをしております。

小林委員 この事業については、どのように行政の方が考えているのでしょうか。今までJAとの保有合理化事業で貸借が進んでいる状況で、その8割を中間管理機構に、という話ですけれども、機構絡みの話になると、土地改良区もそこで基盤整備をするのにかかわっているわけですし、その声がどうしてもそちらから聞こえてこない。土地改良区に、こうした方がいい、こうしなさい、という指導がないという話もあります、どうでしょうか。

松澤（耕地林務課） こちらからは、この事業をやりたいときはやってくださいということで、あえて中間管理機構に入ってくださいという営みは行っておりません。

議長 目的があって、それを有利にするのが中間管理機構ですよという言い方というか、農政課は、人・農地プランからつくって、ぜひ進めてほしいということですので、やはりポジションから耕地林務課の皆さんにも、そういう営みをやってもらいたいですね。それは、土地改良区の皆さんにもやってもらいたいということで、こういう事業をやりたいからやってくださいではなくて、こういうことがあるので、これに入れてもらいたいというような感じです。今井でかん水事業の重点地域になったその経過の会議の折にも、もちろん耕地林務課の担当の方も見えたし、農業委員もこういうハードルを越えていかないと、補助金もおりないし、前へ進まない。今後やらないといけないので、農業委員もそうですし、農政課も耕地林務課もそうだとすることで思想を一にして進んでもらいたいと思います。それぞれ事情や内容等をお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤さん。

伊藤（素）委員 内田地区は田んぼを中心にほとんど圃場整備ができていますけれども、飛び地で小規模な田んぼが残っているところがあります。ところが、10ヘクタールというくくりになると、その条件だけで該当しない。もう少し小規模で地権者負担がないものはあるのかということをお聞きしたいです。それから、収益を5年以内に20%上げなさい、ということですが、田んぼで20%上げるのは並大抵のことではない。これではもう最初から無理ではないかと思えますけれども、それも含めてお伺いします。

松澤（耕地林務課） 先ほど10ヘクタールとご説明しましたが、飛び地等もすべて含めた中での10ヘクタールと聞いております。また、収益につきましては、以前県の会議においても、農地中間管理機構を全部入れたりすることは可能だけれども、このハードルが一番高いとどこの市町村も話していました。そ



れについては、国で示してきている話ですので、現状では目指すしかないということで、その場では話は終わりました。

議 長 小林委員。

小林委員 中間管理機構も、大分当初の計画と変わっているようで、見直しについて議論しているという話もあります。それから例えば、機構にまとめてこの場所を基盤整備したいといった際に、その中に不在地主、それから耕作放棄地が含まれることがあります。不在地主については、同意が得られなくても基盤整備ができるというようなお話がありましたけれども、それは松本市がやるのか、それとも県がやるのでしょうか。なかなか簡単にはいかないという説明が県からありましたし、少しずつ条件が変わってくる情勢もあるので、もう少し内容を、松本市も研究してみてはどうでしょうか。

議 長 矢島課長。

矢島（耕地林務課） 今のお答えですけれども、国からはこういう事業が提示され、ぜひ協力してもらいたいということでお話がありました。また、この事業を使えば予算がたくさんつくけれども、そうでないと予算は余りつきませんということもありまして、県もそちらに誘導していますけれども、市はその間に入って、可能であれば、皆さんと一緒に県の担当と打ち合わせをしたり、お願いをするようにしていきたいと考えています。ダメな場合はダメですけれども、松本市は広くて、地区の条件によっては可能であるところもあるかもしれないので、検討する価値はあります。各地区で検討していただいて、この事業を実施できる地区があれば、耕地林務課に相談していただいて、市も一緒になって県に相談に行こうと思います。

あと、小林委員さんの話の中で、国も条件が厳しすぎてどこも実施できないとなれば、多分この事業も毎年見直しをしていくことになると思います。そういう情報を仕入れながら、何とか松本市の農業発展、農業基盤整備のためにやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

はい、波田野委員。

波田野委員 収益性20%向上についてですが、例えば地域で安いお米をつくっていたところを、高いお米にしていくと、単価で言えば20%くらい上がりますけれども、そういうことでも可能ですか。収益は売り上げのことですよね。そういうことも中間管理事業でやれば可能ということでしょうか。

松澤（耕地林務課） そうですね。可能かとは思いますが。ただ、私も県の会議等に出ていく中で、農地造成や活性と入っていますけれども、恐らく、国のほうでは、大きいところでの収益をターゲットにしているというふうにとらえました。

高収益の果樹、例えばブドウのワイナリーとか、集団化を含めてということは、結局そういうものですから、これが皆さんの考えているものと合致するかというと、難しい部分ではないかと思われま。また、これをやらないと事業として何もできない、という話ではなくて、通常の12.5%を地元負担していただければ、耕作条件でも事業としては県に話してやっていくことは可能です。例えば水路が古くなってきて、どうにかしたいけれどもという話があれば、耕地林務課にお話ししていただければ、地区によって状況等違うと思えますけれど、それぞれ対応していきたいと思えますので、お願いします。

議長 波田野委員。

波田野委員 例えば、県営圃場整備が済んでからもう20年近くになるところは、漏水があって、直しても1年もすればまた漏れて、そのうちにセメント部分が砂や砂利になってU字溝自体をすべて替えないといけなくなる。もうじきそういう時期が来るわけですがけれども、梓川なら大字単位で手を挙げるのか、集落単位でやるのかを教えてください。

松澤（耕地林務課） 圃場整備が終わって40年近くたちますので、水路も大分傷んできていますし、使えるところは当然使っていかないといけない。国も市もそうですけれども、予算は限られている中でやっていきますから、長寿命化計画といいまして、個々の施設の計画を32年度までに立てて、それに伴って整備をやっていきましょうという形で動いてきております。今年度、ちょうどそれが軌道に乗って、30年度に早速動いていく形になります。それに乗っていないと予算はついてこないの、それに向けて、今、動いているところです。

議長 はい、伊藤委員。

伊藤（素）委員 水路の整備等の関係で今、多面的機能に直接払い云々というものがありますよね。それとの整合性はあるわけですか。私の地区では今、部分的にそれで行っているの、その辺りの絡みがわかりましたらお願いしたいです。

松澤（耕地林務課） 今、皆さんも想定してやっていただいていると思いますが、多面的機能交付金払いという交付金がありまして、水路を少ない予算でなるべく皆さんに手伝わってもらって、少しでも長く使いたいという形でやっているところです。地元の方に手を貸していただいて、そのかわりお金は国、県、市で出しますので、協働して水路等を直していただければと思ってやっているところですが、補助金自体を1回入れると、新たに国の補助金を入れられないということも出てきます。そこら辺はご相談いただければと思いますが、基本的に大きい事業になりますと、小さい水路等は対象にならないことがほとんどです。単純に長寿命の補助金でやろうとした場合、市

の単独事業の補助金になると、市で6割補助しますので、地元負担は4割になります。それよりは多面的機能交付金を使って少しでも水路を直していただければ、地元負担がなくていいかと思しますので、そこら辺も含めて、皆さんにお願いしていききたいところではあります。

議長 長 では、小林委員。

小林委員 今の話でいきますと、中間管理機構の事業を使えば普通12.5%の個人負担になるという方向で、いい話だということですが、機構事業を使っていないものですから、その補助金を受けられない。また、農地の状況によっては圃場整備も採算の悪いもので、個人負担が30万円になることもあります。30万円を出せる人はいいですが、30万円かけて整備しても果たしてお米で1反歩分出して、売り上げは上がるのかという問題があります。それから何年か前にここはもうつからないからと言って、法人に貸したりしている田んぼがありますが、地主に何とかしてくれと言っても、私はもうできないので、どうにでもしてくれていいという話になり、その田んぼが手つかずになる、こういうものはどうすれば良いでしょうか。

松澤（耕地林務課） 中山地区は、今、若干中間管理機構も入れて、この事業をやっている、そうですね。

小林委員 農協とも相談して、保有合理化事業の更新の時に中間管理事業に切りかえてもらっています。今、田んぼの耕作の1割を中間管理機構にシフトしました。それから今は維持していますけれども、どうとでもしてくれという農地が何枚もあって困っていますので、お願いします。

議長 長 それでは、ほかの皆さんはいかがですか。

今、今井もそうですが、波田でもかん水の更新事業をやっている、耕地林務課の皆さんも来て、重点地区になるかどうかというお話もあると伺っていますが。では、波多腰さん。

波多腰委員 私の地域では、構造改善が1回終わって、また今、やっていますけれども、中間管理を入れないとうまく進まないという話が届いて、皆さんもそれをやりましょうという状態で昨年会議がありました。今、上のほうは進めているようで、私どもにも書類が回って来ている状況です。

議長 長 石川課長。

石川（西部農林課） そうですね、今、波田地帯総合整備事業やっていますけれども、波田で中間管理機構を入れると進捗がよくなるということを県から言われまして、波田地区のほうに情報提供しましたら、前向きに検討していこうということで、今、検討いただいています。先ほどから話がありますように、国が

ら提示されている目標がそれぞれの事業で非常に高く、中間管理機構の利用が8割とか、10割というものもあります。これまで、中間管理機構のメリットが余り示されなかったので、市ではなるべく早く情報をつかんで、ハードルは高いですけれども、中間管理機構を使えばこういったメニューがありますという情報提供を、皆さんにしていきたいと思います。地区ごとに状況は違いますので、提供した情報の中から利用できる事業があれば、こういった制度を国で推進しておりますので、ぜひご利用に向けて、地区の中で検討していただければと思います。

議長

ありがとうございます。

各地区、制限のある中で努力をしないといけない。現場は、先ほどありましたとおり、農協の支所の課長が合理化からこちらへかじを切るとか、そういうふうにするのですが、ハイランドはここには見えないけれども、細田委員さんの方はどうでしょうか。

細田委員

あづみ農協もハイランドと考え方は同じです。今、石川課長が申されたように、行政と連携をとってやっていくという方向だと思いますし、小林委員がおっしゃったように、ハードルが高いということと、波田野委員さんから出た、2割アップをお米だけでやっていくというのは難しいというのも一緒です。それから、考えようですけれども、多面的機能のほうに特化してやっていったほうがどうかという考え方をとったけれども、中間管理機構を推進する中で、国のほうでも事業を違うものに変えたりするという感じがあります。ただ、地元の人たちにも理解していただかなければいけないので、一気にやるというのはなかなか難しいですね。

議長

はい、河野委員。

河野委員

島内と寿が耕作条件改善事業の重点地区ということで、28年から30年の3年間、右下にある自力施工で行う簡易的な基盤整備ということで、耕作条件改善事業をやっている最中ですが、これは国の補助金ですよ。それで、圃場整備していないから、区画が悪いから、そこを担い手に利用権設定をしていくために、条件をよくしていくという事業をやっているのですが、やっていく中で、先ほど話が出た多面的機能支払いの事業で水路を自分たちで施工した分もあるし、いろいろとある。また去年から話が出てきた区画整理で、8割以上を中間管理機構を通す形にすれば、自己負担なしですということもある。今、圃場整備をやれば、大体1反歩当たり200万円近くかかるというような状況の中で、自己負担で出せる人は余りいない。今度この事業をやるとすると、今までやってきた多面的機能支払いでやってきた水路は、これは国のお金だから壊せない。それから、耕作条件改善事業で区画拡大をしたところも、国のお金を使ってやっているの、そこは手をつけられないという話が出てくる。要するに、順々に農水省は事業をつくってくるし、変えていくものですから、取っかかりやすいもの

をやっていくと、ここも事業やっている、ここも事業やってるとなって、国庫補助でやっている場合、どうしてもそこをやり直すということとはできないですね。国はどんどん事業を新しく変えたり、作り直したりして提示してくるが、その辺の動きをよく見ながら、うまくやっていかないといけない、課題があるなというふうに思います。

議長

ともかく、耕地林務課の皆さんも農業委員の皆さんと連携して、それぞれ話し合っ、また相談に乗っていただければと思います。基本的には、前段でも申しあげたとおり、JAの担当は苦労しているし、我々は我々で苦労しますので、耕地林務課でも改良区等に働きかけられるチャンスがあれば、積極的にこういうことはやっていくべきだということそれぞれの改良区へ言っていただければ、JAもやりやすくなりますし、我々もやりやすいということで、お互いにそういうふうに行っていくことができればと思います。

はい、小林委員。

小林委員

機構事業が始まったときに、加入すれば貸し手に1反歩2万円と、それから借り手に対して1万円ずつ出たものですから、初めは随分と中間管理機構にシフトしていきました。その後、1反歩5,000円になって、加入率が減ってしまいました。去年くらいに国で利用しやすいようにと、期間を5年にし、最近では2年でもいいという話もあると聞いています。今、話を聞いていると、農業委員会のほうはあまり情報が入っていないような感じがしますので、どこかで情報提供してもらえるとありがたいです。

議長

ほかの委員の方で。

小松委員。

小松委員

神林地区は、円滑化事業でほとんど三、四人へ集積してきていますけれども、いずれは中間管理機構へ移行しないといけないと思っています。よく分からないのですが、何か弊害はあるのか、スムーズに移行するのか、経験された方の中で、アドバイスというか、何かお手本があれば教えていただきたいです。またこういうことで苦労するとかそんなお話もあれば、お聞きしたいです。申しわけないですけども、よろしく願いいたします。

議長

では、河野さん。

河野委員

今の神林の状況は、ある程度集約されてきているが、中間管理機構は通してないということですね。中間管理権の設定については、例えば水路を全体的に直したいという事業を目標にやったとして、今ある利用権設定を、中間管理機構を通すように切りかえていくのが何割だという考え方で良いと思います。

最初から中間管理権が8割ないといけないということではなく、その事業

をやりながら 8 割にしていく、そういう考え方でいいですよ、この事業。

松澤（耕地林務課） 計画を立てていただいて、3年後に幾つにします、という設定をそれぞれしていただいて、それを目標にやりましょうというような形です。これは目標ですから、実際にそこまで行かなかったという事例も出てくると思います、そうなる、県から目標達成の催促をされることになるかと思えます。

議長 ありがとうございます。  
それぞれ皆さんから何かあれば、お願いしたいと思えます。

[ 質問、意見なし ]

議長 ありがとうございました。  
耕地林務課の皆さん、貴重な時間を割いていただき、ありがとうございます。また、それぞれでお話しすることもあるかと思えますので、よろしくお願ひいたします。  
時間となりましたので、以上で質疑応答を終了します。  
今後の農業の役に立てばと願っております。  
お忙しい中、本当にありがとうございました。  
本日の議題は全て終了いたしました。  
これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

13 議長退任

14 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 9 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 10 番 \_\_\_\_\_